官報　号外

国会会議録

令和八年七月二十五日

○国会第二百二十一回　衆議院会議録追録(一)

本期国会において衆議院に提出された議案、請願、質問等の総数及びその結果

内閣提出議案　九十件
　内
予算　八件　両院可決
条約　十二件　両院承認
法律案　六十四件　成立
国会の承諾を求めるの件　五件
　内
両院承諾　二件
本院閉会中審査　三件
国会の承認を求めるの件　一件　両院承認
議員提出議案　三十九件
　内
法律案　三十八件
　内
成立　十四件
否決　三件
本院閉会中審査　二十一件
決議案　一件　否決
重要動議　七件　可決
参議院議員提出法律案(本院予備審査)　二十一件
　内
参議院否決　一件
参議院未了　十九件
撤回　一件
前国会未了の決算等　七件
　内
委員長の報告のとおり議決　一件
閉会中審査　六件
請願　千五百二十件(千五百二十通)
　内
採択、内閣送付　二百七十一件(二百七十一通)
未了　千二百四十八件(千二百四十八通)
取り下げ　一件(一通)
質問　四十二件
国家公務員等の任命について同意を求めるの件　十六件　同意

○議長の報告

(議決通知)

一、七月二十四日、本院は、閉会中次のとおり委員会が審査及び調査を継続することを議決した旨参議院及び内閣に通知した。

内閣委員会
　一、自動車盗難対策等の推進に関する法律案(橋本幹彦君外三名提出、衆法第一九号)
　二、盗難自動車等の処分の防止に関する法律案(西岡義高君外三名提出、衆法第二〇号)
　三、内閣の重要政策に関する件
　四、公務員の制度及び給与並びに行政機構に関する件
　五、栄典及び公式制度に関する件
　六、男女共同参画社会の形成の促進に関する件
　七、国民生活の安定及び向上に関する件
　八、警察に関する件

総務委員会
　一、自動車税及び軽自動車税の税率の上乗せに係る特例の廃止に関する法律案(田中健君外二名提出、衆法第一六号)
　二、賃金上昇を上回る個人住民税の負担増加等に対処するために個人住民税に関し講ずべき措置に関する法律案(鈴木義弘君外三名提出、衆法第三一号)
　三、行政の基本的制度及び運営並びに恩給に関する件
　四、地方自治及び地方税財政に関する件
　五、情報通信及び電波に関する件
　六、郵政事業に関する件
　七、消防に関する件

法務委員会
　一、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案(河井昭成君外三名提出、衆法第二一号)
　二、裁判所の司法行政に関する件
　三、法務行政及び検察行政に関する件
　四、国内治安に関する件
　五、人権擁護に関する件

外務委員会
　一、国際情勢に関する件

財務金融委員会
　一、令和八年度における公債の発行の特例に関する法律案(伊佐進一君外二名提出、衆法第二号)
　二、自動車重量税率の上乗せに係る特例の廃止に関する法律案(田中健君外二名提出、衆法第一七号)
　三、賃金上昇を上回る所得税の負担増加に対処するために所得税に関し講ずべき措置に関する法律案(鈴木義弘君外三名提出、衆法第三〇号)
　四、財政に関する件
　五、税制に関する件
　六、関税に関する件
　七、外国為替に関する件
　八、国有財産に関する件
　九、たばこ事業及び塩事業に関する件
　一〇、印刷事業に関する件
　一一、造幣事業に関する件
　一二、金融に関する件
　一三、証券取引に関する件

文部科学委員会
　一、障害者及びその家族に対する福祉、教育等に係る支援に関する施策の総合的な推進に関する法律案(森ようすけ君外二名提出、衆法第六号)
　二、文部科学行政の基本施策に関する件
　三、生涯学習に関する件
　四、学校教育に関する件
　五、科学技術及び学術の振興に関する件
　六、科学技術の研究開発に関する件
　七、文化芸術、スポーツ及び青少年に関する件

厚生労働委員会
　一、全ての国民が安心して医療を受けられる環境の整備を図るための高額療養費等の制度の在り方に係る措置に関する法律案(濵地雅一君外三名提出、衆法第七号)
　二、厚生労働関係の基本施策に関する件
　三、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する件
　四、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する件

農林水産委員会
一、農林水産関係の基本施策に関する件
二、食料の安定供給に関する件
三、農林水産業の発展に関する件
四、農林漁業者の福祉に関する件
五、農山漁村の振興に関する件
経済産業委員会
一、受託中小企業振興法の一部を改正する法律案(鈴木義弘君外三名提出、衆法第三二号)
二、ものづくり基盤技術振興基本法の一部を改正する法律案(鈴木義弘君外三名提出、衆法第三三号)
三、自動車産業における脱炭素化の推進に関する法律案(山岡達丸君外十二名提出、衆法第三七号)
四、経済産業の基本施策に関する件
五、資源エネルギーに関する件
六、特許に関する件
七、中小企業に関する件
八、私的独占の禁止及び公正取引に関する件
九、鉱業等に係る土地利用の調整に関する件
国土交通委員会
一、非居住住宅税及び超短期所有住宅等の譲渡に係る事業所得等の課税の特例の創設等に関する法律案(森ようすけ君外三名提出、衆法第三六号)
二、国土交通行政の基本施策に関する件
三、国土計画、土地及び水資源に関する件
四、都市計画、建築及び地域整備に関する件
五、河川、道路、港湾及び住宅に関する件
六、陸運、海運、航空及び観光に関する件
七、北海道開発に関する件
八、気象及び海上保安に関する件
環境委員会
一、環境の基本施策に関する件
二、地球温暖化の防止及び脱炭素社会の構築に関する件
三、循環型社会の形成に関する件
四、自然環境の保護及び生物多様性の確保に関する件
五、公害の防止及び健康被害の救済に関する件
六、原子力の規制に関する件
七、公害紛争の処理に関する件
安全保障委員会
一、国の安全保障に関する件
予算委員会
一、予算の実施状況に関する件
決算行政監視委員会
一、令和五年度一般会計歳入歳出決算
令和五年度特別会計歳入歳出決算
令和五年度国税収納金整理資金受払計算書
令和五年度政府関係機関決算書
二、令和五年度国有財産増減及び現在額総計算書
三、令和五年度国有財産無償貸付状況総計算書
四、令和六年度一般会計歳入歳出決算
令和六年度特別会計歳入歳出決算
令和六年度国税収納金整理資金受払計算書
令和六年度政府関係機関決算書
五、令和六年度国有財産増減及び現在額総計算書
六、令和六年度国有財産無償貸付状況総計算書
七、令和七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)
八、令和七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)
九、令和七年度特別会計予算総則第二十二条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(承諾を求めるの件)
一〇、歳入歳出の実況に関する件
一一、国有財産の増減及び現況に関する件
一二、政府関係機関の経理に関する件
一三、国が資本金を出資している法人の会計に関する件
一四、国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する件
一五、行政監視に関する件
議院運営委員会
一、新型コロナウイルス感染症対策検証委員会等の設置等に関する法律案(古川元久君外二名提出、衆法第三四号)
二、国会法等改正に関する件
三、議長よりの諮問事項
四、その他議院運営委員会の所管に属する事項
災害対策特別委員会
一、災害・防災に関する総合的な対策に関する件
政治改革に関する特別委員会
一、政党等の政治資金の収入に関する制度の在り方に係る措置に関する法律案(長谷川淳二君外十名提出、衆法第一二号)
二、政治資金規正法の一部を改正する法律案(落合貴之君外四名提出、衆法第一号)
三、政治資金規正法の一部を改正する法律案(和田政宗君外三名提出、衆法第一四号)
四、衆議院議員の選挙制度改革及び定数削減に関する法律案(加藤勝信君外十一名提出、衆法第二八号)
五、公職選挙法の一部を改正する法律案(古川元久君外三名提出、衆法第三五号)
六、政治改革に関する件
沖縄及び北方問題に関する特別委員会
一、沖縄及び北方問題に関する件
北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会
一、北朝鮮による拉致問題等に関する件
消費者問題に関する特別委員会
一、消費者の利益の擁護及び増進等に関する総合的な対策に関する件
東日本大震災復興及び原子力問題調査特別委員会
一、東日本大震災復興の総合的対策及び原子力問題に関する件
地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会
一、特別市の設置に係る制度の整備の推進に関する法律案(西岡義高君外一名提出、衆法第二四号)
二、地域活性化・こども政策・デジタル社会形成の総合的な対策に関する件

(通知書受領)

一、七月二十四日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律
医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律
建築士法の一部を改正する法律
予防接種法の一部を改正する法律
国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律

一、七月二十四日、関口参議院議長から森議長宛て、参議院は閉会中次のとおり委員会及び調査会が審査及び調査を継続することを議決した旨の通知書を受領した。

内閣委員会
一、内閣の重要政策及び警察等に関する調査
総務委員会
一、行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査
法務委員会
一、法務及び司法行政等に関する調査
外交防衛委員会
一、外交、防衛等に関する調査
財政金融委員会
一、財政及び金融等に関する調査
文教科学委員会
一、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査
厚生労働委員会
一、社会保障及び労働問題等に関する調査
農林水産委員会
一、農林水産に関する調査
経済産業委員会
一、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査
国土交通委員会
一、国土の整備、交通政策の推進等に関する調査
環境委員会
一、環境及び公害問題に関する調査
予算委員会
一、予算の執行状況に関する調査
決算委員会
一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査
行政監視委員会
一、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査
議院運営委員会
一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件
災害対策及び東日本大震災復興特別委員会
一、災害及び東日本大震災復興の総合的対策樹立に関する調査
沖縄・北方問題及び地方に関する特別委員会
一、沖縄・北方問題及び地方の活性化等に関しての総合的な対策樹立に関する調査
政治改革に関する特別委員会
一、政治改革に関する調査
北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会
一、北朝鮮による拉致問題等に関しての対策樹立に関する調査
政府開発援助及び国際協力・人道支援等に関する特別委員会
一、政府開発援助及び国際協力・人道支援等に関する調査
デジタル社会の形成及び人工知能の活用等に関する特別委員会
一、デジタル社会の形成、人工知能の活用及び関係する科学技術等に関しての総合的な対策樹立に関する調査
消費者問題に関する特別委員会
一、消費者問題に関しての総合的な対策樹立に関する調査
こども・子育て・若者活躍に関する特別委員会
一、こども・子育て・若者活躍に関しての総合的な対策樹立に関する調査
国際問題に関する調査会
一、国際問題に関する調査
国民生活・経済に関する調査会
一、国民生活・経済に関する調査
資源エネルギー・持続可能社会に関する調査会
一、原子力等エネルギー・資源、持続可能社会に関する調査

（議案通知書受領）

一、七月二十四日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。
日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案
医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律案
建築士法の一部を改正する法律案
国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律案
一、七月二十四日、参議院から、次の参議院議員提出案は、同院においてこれを否決した旨の通知書を受領した。
大都市地域における特別区の設置に関する法律の一部を改正する法律案（奥村祥大君外三名提出）
一、七月二十四日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律案
予防接種法の一部を改正する法律案

防衛省・自衛隊における知的基盤の概念、構成及び機能に関する質問主意書（橋本幹彦君提出）及び答弁書
ギャンブルの日常化の防止等に関する質問主意書（西村智奈美君提出）及び答弁書
真の積極財政を実現するための財政法第四条等の改正に関する質問主意書（河村たかし君提出）及び答弁書
動物の愛護及び管理に関する法律における動物愛護センターの業務の充実に関する質問主意書（河村たかし君提出）及び答弁書
皇位継承資格を有しない皇族の父親からお生まれになった男子のうち皇位継承資格を有した事例の有無に関する質問主意書（長妻昭君提出）及び答弁書
津島地区の住民帰還及び四者協議会の設置等に関する質問主意書（長妻昭君提出）及び答弁書

〔会議録追録㈡に掲載〕

第百九十六回国会衆議院会議録第十九号中正誤

ページ	段	行	誤	正
二九	一	五	第一項第一号	第一号

官報
号外
国会会議録
令和八年七月三十一日

○国会第二百二十一回　衆議院会議録追録(二)

請願に関する報告書
〔第三十五号参照〕

法務委員会

法務局・更生保護官署・出入国在留管理庁・少年院及び少年鑑別所の増員に関する請願（請願者　埼玉県八潮市浮塚一〇四一の九　野村直弘外九十九名）（紹介議員　有田　芳生君）（第一一〇九号）、同（請願者　新潟県長岡市上前島二の二一　八八　吉田みゆき外千二百二十四名）（紹介議員　塩川　鉄也君）（第一二五五号）、同（請願者　新潟県長岡市天神町一六五の四七　本田仁哉外千二百二十四名）（紹介議員　辰巳　孝太郎君）（第一二五六号）、同（請願者　新潟県長岡市古正寺二の一二五のＢ一〇二　椿智彦外千二百二十四名）（紹介議員　田村　智子君）（第一二五七号）及び同（請願者　新潟県長岡市弓町二の四の四二の三〇三　芳本卓也外千二百二十四名）（紹介議員　畑野　君枝君）（第一二五八号）に関する報告書

一　請願の要旨

法務局では、登記、戸籍、国籍、供託などの民事行政事務や国の利害に関係のある訟務事務、人権擁護事務を行っているが、慢性的な要員不足に陥っている。国民の権利と財産を守り円滑な経済取引を支えるためには、実態に見合った人員確保が急務である。更生保護官署では、保護観察処分を受けた少年や少年院からの仮退院者、刑務所からの仮釈放者及び保護観察付執行猶予者などに対する保護観察や医療観察、更生保護に関する地域支援などを行っているが、検挙者の約半数が再犯者という現状を踏まえた社会内処遇の充実強化として次々に実施される新規施策によって業務量は増え続けており、更生保護の理念を後退させることなく制度運用を行うためには業務量に見合った人員の確保が必要である。出入国在留管理庁では、訪日外国人旅行者の増加、外国人による不法就労問題への対処、新たな外国人の受け入れに伴う業務などが飛躍的に増大し繁忙を極めている。少年院や少年鑑別所では、少年事件の複雑化などにより処遇困難な事案が増加し、職員の肉体的・精神的負担が増大しており、矯正教育への支障も危惧されている。

ついては、法務局、更生保護官署、出入国在留管理庁、少年院・少年鑑別所の定員を増員されたい。

二　請願の議決理由

本請願の趣旨は、妥当なものと認める。

よって本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

令和八年七月二十四日

法務委員長　井上　英孝

衆議院議長　森　英介殿

裁判所の人的・物的充実に関する請願（請願者　東京都葛飾区鎌倉二の六の八　長谷部道男外百九十九名）（紹介議員　有田　芳生君）（第一一九七号）、同（請願者　北海道函館市日吉町二の三〇の二四の六　松倉由江外百九十九名）（紹介議員　神谷　裕君）（第一二五九号）、同（請願者　佐賀県嬉野市嬉野町下野丙二四五八の八　石笠奈美外三百四十四名）（紹介議員　塩川　鉄也君）（第一二六〇号）、同（請願者　岩手県大船渡市立根町字萱中一五〇の七　小笠原春枝外百九十九名）（紹介議員　階　猛君）（第一二六一号）、同（請願者　大阪市東成区中本三の一五の八の一〇〇五　黒田尚子外三百四十四名）（紹介議員　辰巳　孝太郎君）（第一二六二号）、同（請願者　福岡県糟屋郡新宮町下府六の一〇の八　松永剛外三百四十四名）（紹介議員　田村　智子君）（第一二六三号）、同（請願者　福岡県糟屋郡新宮町下府六の一〇の八　松永節子外三百四十四名）（紹介議員　畑野　君枝君）（第一二六四号）、同（請願者　岩手県一関市赤荻字荻野二〇六の五　小原容子外百九十九名）（紹介議員　金子　恵美君）（第一二八五号）、同（請願者　高松市成合町五五九の二二　鵜川美加外百九十九名）（紹介議員　小川　淳也君）（第一三一八号）、同（請願者　鹿児島県霧島市国分姫城三〇三一の二　南静枝外百九十九名）（紹介議員　野間　健君）（第一三七九号）及び同（請願者　愛知県知多郡南知多町師崎天神山一七の五　桂木廣次外百九十九名）（紹介議員　重徳　和彦君）（第一四四〇号）に関する報告書

一　請願の要旨

国民の権利意識の高まりや企業の経済活動の領域が拡大していく中で、裁判所には多数の紛争が持ち込まれ、その内容も複雑・困難なものになっている。これらの紛争を公正・迅速に解決し、国民の権利が十分に保障された自由で豊かな社会を実現していくためには、利用しやすく信頼される裁判所の存在が不可欠である。また、裁判員裁判を始め、労働審判、成年後見、被害者保護などの新たな制度が数多くつくられたほか、近年は裁判手続のＩＴ化や子供の福祉のための裁判所機能の充実が求められるなど、裁判所が果たすべき役割はこれまでになく広がっている。こうした手続を定着させ安定的に運用し、国民の期待に応える裁判所としていくことが必要である。

ついては、国民がより利用しやすい司法の実現のために裁判所予算を増額し、次記事項を措置されたい。

1　裁判所職員の人的体制を整備すること。

2　裁判所施設を充実させること。

二　請願の議決理由

本請願の趣旨は、妥当なものと認める。

よって本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

令和八年七月二十四日

法務委員長　井上　英孝

衆議院議長　森　英介殿

厚生労働委員会

筋痛性脳脊髄炎の指定難病と研究促進を求めることに関する請願（請願者　北海道小樽市奥沢三の二六の四　大橋真由美外七十四名）（紹介議員　重徳　和彦君）（第二号）に関する報告書

一　請願の要旨

筋痛性脳脊髄炎／慢性疲労症候群（ＭＥ／ＣＦＳ）は、世界保健機関（ＷＨＯ）の国際疾病分類において神経系疾患と分類された神経免疫系の難病である。機能障害は全身に及び、二〇一四年の厚生労働省の実態調査では、約三割の患者が寝たきりに近く、ほとんどの患者が職を失うという深刻な実態が明らかになっている。ＭＥ／ＣＦＳの集団発生は歴史的にウイルス疾患の流行後に起きており、多くの専門家が、新型コロナウイルス感染症（ＣＯＶＩＤ―19）がＭＥ／ＣＦＳの引き金になり患者が多発する可能性を警告してきた。また、二〇二二年十二月に改正された感染症法の参議院の附帯決議には、第二百四回国会において衆参両院で採択された請願に基づく実態調査や研究体制の整備が盛り込まれたが、いまだに関連する研究費は認められていない。このような中、国立精神・神経医療研究センターにおける医師主導治験によって、他の難治性疾患で安全性が確認されているリツキシマブが治療薬に承認されても、ＭＥ／ＣＦＳは指定難病になっていないため医療費助成が受けられず、経済的な理由で治療を受けられない人が続出する可能性がある。

ついては、次記事項を措置されたい。

1　ＣＯＶＩＤ―19とＭＥ／ＣＦＳの研究

㈠　衆参両院で採択された国会請願及び参議院厚生労働委員会の附帯決議に基づき、ＣＯＶＩＤ―19後にＭＥ／ＣＦＳを発症する可能性を調べる実態調査、並びにＣＯＶＩＤ―19とＭＥ／ＣＦＳに焦点を絞った研究を、神経免疫の専門家を中心に早急に開始する体制を整えること。

2　ＭＥ／ＣＦＳを指定難病にするための研究促進

㈠　ＭＥ／ＣＦＳの客観的診断基準の開発の研究を促進し、一日も早くＭＥ／ＣＦＳを指定難病にするための条件を整えること。

二　請願の議決理由

本請願の趣旨は考慮することを適当と認める。

よって本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

令和八年七月二十四日

厚生労働委員長　大串　正樹

衆議院議長　森　英介殿

パーキンソン病の原因究明と根治治療法の確立等に関する請願（請願者　埼玉県入間市仏子一九九の二三　澤田幸子外千三百七十八名）（紹介議員　輿水　恵一君）（第一七三号）、同（請願者　高知市廿代町一六の二〇の二〇四　片山典子外二千六百六十名）（紹介議員　中谷　元君）（第二〇一号）、同（請願者　鹿児島県霧島市隼人町真孝九六六の二五　山口髙志外一万四百五十八名）（紹介議員　森山　裕君）（第二七一号）、同（請願者　北海道上川郡鷹栖町九線六の四　坂根玲子外三千四百十四名）（紹介議員　東　国幹君）（第二八七号）、同（請願者　広島県福山市春日町七の一九の一〇　竹内博政外千五百九十九名）（紹介議員　小林　史明君）（第三二一号）、同（請願者　熊本県宇土市花園町一七四の七　平井佑樹外一万二千七百四十二名）（紹介議員　長友　慎治君）（第三四〇号）、同（請願者　仙台市宮城野区鉄砲町中七の七　大場茂徳外九百五十四名）（紹介議員　土井　亨君）（第三四九号）、同（請願者　札幌市中央区北六条西二十五の三の六の九〇一　松田智子外千七百三十九名）（紹介議員　髙橋　祐介君）（第三六一号）、同（請願者　大阪府豊中市本町三の一四の二六　羽間敦夫外四千二百四十二名）（紹介議員　梅村　聡君）（第三七六号）、同（請願者　福島県伊達市梁川町字大町二の二の一〇　飯沼照雄外九百四十四名）（紹介議員　金子　恵美君）（第三七七号）、同（請願者　新潟県三条市中新一八の四〇　佐藤武志外八百八十八名）（紹介議員　菊田　真紀子君）（第三七八号）、同（請願者　静岡県藤枝市水上一の一〇二　丸山美重外四千三百十一名）（紹介議員　田中　健君）（第三七九号）、同（請願者　富山県黒部市石田六四九九の六　森恵子外六百名）（紹介議員　田畑　裕明君）（第三八〇号）、同（請願者　香川県さぬき市志度四五五九の四四　藤目英芳外一万八千四百三十三名）（紹介議員　玉木　雄一郎君）（第三八一号）、同（請願者　千葉県松戸市栄町五の三〇五の四〇七　赤松美香外三百六十六名）（紹介議員　角田　秀穂君）（第三八二号）、同（請願者　広島県呉市郷原学びの丘二の九の八　奥野政弘外千五百九十九名）（紹介議員　寺田　稔君）（第三八三号）、同（請願者　岡山市北区加茂九九九の二〇　秋山美保子外千七十九名）（紹介議員　橋本　岳君）（第三八四号）、同（請願者　秋田市将軍野東三の一の一一　田中喜三男外三百十一名）（紹介議員　御法川　信英君）（第三八五号）、同（請願者　兵庫県明石市大明石町一の六の一の二二〇四　立花亮外二千三十七名）（紹介議員　赤羽　一嘉君）（第三九〇号）、同（請願者　京都市右京区西院平町三五の二　野田正外二千三百八十六名）（紹介議員　北神　圭朗君）（第三九一号）、同（請願者　宮崎市薫る坂二の九の一〇　甲斐敦史外二千七百九名）（紹介議員　許斐　亮太郎君）（第三九二号）、同（請願者　新潟県三条市東本成寺一五の九の五　石井和男外八百八十一名）（紹介議員　西村　智奈美君）（第三九七号）、同（請願者　長野県駒ヶ根市飯坂一の二七の二七　宮沢浩一外千四百五十四名）（紹介議員　宮下　一郎君）（第三九八号）、同（請願者　大津市国分二の五の三八　松尾むつ子外八百五十名）（紹介議員　大岡　敏孝君）（第四〇〇号）、同（請願者　島根県大田市久手町刺鹿三九一の四四　竹下昇外六百五十六名）（紹介議員　塩川　鉄也君）（第四〇一号）、同（請願者　松江市八雲町東岩坂六四の四七　奥原良平外六百五十九名）（紹介議員　辰巳　孝太郎君）（第四〇二号）、同（請願者　鳥取県米子市安倍一七八の一の九〇三　福本勇人外六百五十六名）（紹介議員　田村　智子君）（第四〇三号）、同（請願者　鳥取県境港市福定町一八九の三　吾妻なつ子外六百五十六名）（紹介議員　畑野　君枝君）（第四〇四号）、同（請願者　山梨県南アルプス市加賀美二九二五　小林快綾外八千七百二十名）（紹介議員　岡野　純子君）（第四一〇号）、同（請願者　横浜市金沢区能見台三の五一の一のＦ九〇一　鈴木信隆外八百三十六名）（紹介議員　早稲田　ゆき君）（第四六八号）、同（請願者　岐阜市加納花ノ木町七八の一　山口芙美子外六百五十三名）（紹介議員　棚橋　泰文君）（第四七二号）、同（請願

者　名古屋市熱田区二番二の二〇の二　黒岩芳彦外四百十八名（紹介議員　中川　康洋君）（第四七三号）、同（請願者　茨城県龍ケ崎市長山六の一三の一五　小田千恵外八百七十二名）（紹介議員　浅野　哲君）（第四八七号）、同（請願者　石川県白山市若宮一の五三　日向浩一外二千三百八十六名）（紹介議員　西田　昭二君）（第五九六号）、同（請願者　北海道旭川市大雪通七の五〇六の三七　柳田文雄外千三百五名）（紹介議員　佐藤　英道君）（第一〇六四号）、同（請願者　熊本市西区島崎六の二の三一　東泰広外千五百三十七名）（紹介議員　吉田　宣弘君）（第一二二五号）及び同（請願者　新潟県上越市高土町二の二の五　石野雅子外千百六十五名）（紹介議員　髙鳥　修一君）（第一四九一号）に関する報告書

一　請願の要旨

パーキンソン病は、根本的な治療法が確立されておらず、新たな治療法の研究開発や医療制度の改善が不可欠である。病気の原因究明と根治治療法の確立のためには、研究・開発力の向上に向けた環境整備を推進するとともに、ＡＭＥＤ（国立研究開発法人日本医療研究開発機構）が所管する研究課題等への支援を一層強化する必要がある。また、パーキンソン病は、特定医療費（指定難病）受給者証の毎年の更新手続が患者とその家族にとって大きな負担となっているため、更新頻度を緩和する制度改正を速やかに実現することが望まれる。さらに、心身にわたる多様な症状に対して医療費助成の対象かどうかの判断が医療機関や医師によって異なり、結果として助成対象外とされるケースが後を絶たないため、制度の適正な運用が図られるよう改善を求める。高齢化が進行する地方や離島など過疎地域では医療従事者の不足が深刻になっており、多くの患者と家族は、身近に専門医がいないという不安を抱えながら生活している。

ついては、次記事項を措置されたい。

1　パーキンソン病の根治治療法確立に向けた、研究・開発に対する支援を継続すること。

2　特定医療費（指定難病）受給者証の更新手続を簡素化するとともに、更新頻度を現状の「毎年」から「二年若しくは三年に一回」に緩和するよう制度改正をすること。

3　パーキンソン病に付随して発生する傷病の治療は、診療科を問わず医療費助成の対象となる旨を、全ての関係医療機関に周知徹底し、制度の適正な運用を図ること。

4　居住地に関わらず早期診断・早期治療が受けられるよう、医療提供体制の均てん化を強力に推進すること。

二　請願の議決理由

本請願の趣旨は考慮することを適当と認める。

よって本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

令和八年七月二十四日

厚生労働委員長　大串　正樹

衆議院議長　森　英介殿

国民を腎疾患から守る総合対策の早期確立に関する請願（請願者　兵庫県洲本市物部三の九の五六　山野成光外千四百九十二名）（紹介議員　赤羽　一嘉君）（第二一二号）、同（請願者　宮城県名取市下余田字中荷六五〇の一の一〇六　小原力外千六十四名）（紹介議員　秋葉　賢也君）（第二一三号）、同（請願者　札幌市中央区北七条西十三の一の七〇二　川村隆志外千四百六十二名）（紹介議員　東　国幹君）（第二一四号）、同（請願者　徳島県阿南市椿泊町小吹川原五一の二五　中川奈美外千五百三十九名）（紹介議員　飯泉　嘉門君）（第二一五号）、同（請願者　静岡市清水区蜂ヶ谷一八三の三　志村勝平外千三百九十六名）（紹介議員　井林　辰憲君）（第二一六号）、同（請願者　福井県坂井市坂井町清永一二の一〇の三　小林秀一外五千五十六名）（紹介議員　斉木　武志君）（第二一七号）、同（請願者　広島県福山市新市町常九七六の四　日熊洋子外七百五十二名）（紹介議員　斉藤鉄夫君）（第二一八号）、同（請願者　岩手県奥州市前沢生母字吉ケ沢八の一　高橋正外千三百九十九名）（紹介議員　階　猛君）（第二一九号）、同（請願者　宮崎県えびの市大字大河平五〇九五の九　東永信子外三百九十四名）（紹介議員　武井　俊輔君）（第二二〇号）、同（請願者　千葉市若葉区若松町四四四の二〇　小川光雄外二千四百七十二名）（紹介議員　田嶋　要君）（第二二一号）、同（請願者　静岡県島田市金谷中町二一九七　大石敏子外千四百十六名）（紹介議員　田中　健君）（第二二二号）、同（請願者　大阪府富田林市南大伴町二の九の二二　藤江康男外千五百四十五名）（紹介議員　谷川　とむ君）（第二二三号）、同（請願者　兵庫県宍粟市山崎町土万一二〇〇の一　恵美政彦外千百三十八名）（紹介議員　中野　洋昌君）（第二二四号）、同（請願者　長崎県諫早市福田町一六七三の五　金子洋外千九百九十九名）（紹介議員　西岡　秀子君）（第二二五号）、同（請願者　神奈川県相模原市南区相模台二の三〇の一一の一〇五　東平揮好外五百七十六名）（紹介議員　沼崎　満子君）（第二二六号）、同（請願者　福島県郡山市開成二の三五の一一　近藤正幸外二百五十五名）（紹介議員　根本　拓君）（第二二七号）、同（請願者　鹿児島県枕崎市中町一七三　中釜寿代外二千四百八十五名）（紹介議員　野間　健君）（第二二八号）、同（請願者　札幌市中央区南二十条西十二の一の二〇の六〇三　坂孝光外千六百三十四名）（紹介議員　山岡　達丸君）（第二二九号）、同（請願者　和歌山県海南市下津町小原一五の二　藤崎一也外千三百二十八名）（紹介議員　山本　大地君）（第二三〇号）、同（請願者　新潟県加茂市大字後須田一五八四の一〇　清水芳美外四千百四十七名）（紹介議員　鷲尾　英一郎君）（第二三一号）、同（請願者　福井県坂井市春江町江留上新町一〇五の二　松井尚司外五千三百七十五名）（紹介議員　稲田　朋美君）（第二四八号）、同（請願者　宮崎県児湯郡新富町大字下富田一三〇三　長友芙美代外三百九十名）（紹介議員　江藤　拓君）（第二四九号）、同（請願者　新潟県三条市新光町五の一五　本田力外四千二百五十七名）（紹介議員　菊田　真紀子君）（第二五〇号）、同（請願者　京都市上京区松屋町通上長者町上る神明町四四七の六　片岡靖典外百九十五名）（紹介議員　北神　圭朗君）（第二五一号）、同（請願者　広島県福山市西新涯町二の二〇の二　廣岡重雄外七百五十六名）（紹介議員　小林　史明君）（第二五二号）、同（請願者　岐阜市鏡島中一の一一の五九田中和博外六千九百九十九名）（紹介議員　野田　聖子君）（第二五三号）、同（請願者　岡山県美作市中川一七七八の一　赤田勝恵外千二百九名）（紹介議員　平沼　正二郎君）（第二五四号）、同（請願者　秋田県潟上

市天王字長沼一一の三　越高忠外二千四百六十九名）（紹介議員　御法川　信英君）（第二五五号）、同（請願者　広島市南区翠三の一五の二三の一〇二　安本治義外七百六十七名）（紹介議員　石橋　林太郎君）（第二五八号）、同（請願者　福島県伊達郡国見町大字石母田字樋口三八　宍戸嘉司外二百五十六名）（紹介議員　金子　恵美君）（第二五九号）、同（請願者　群馬県桐生市川内町二の八一の一　林昌尚外千四百十八名）（紹介議員　笹川　博義君）（第二六〇号）、同（請願者　富山市長江三の三の六八　奥井保外六百三十三名）（紹介議員　田畑　裕明君）（第二六一号）、同（請願者　宮城県角田市角田字栄町七の一　稲村行雄外八百九十八名）（紹介議員　土井　亨君）（第二六二号）、同（請願者　宮崎市本郷北方二六五三の四六　横山真三外四百五十六名）（紹介議員　長友　慎治君）（第二六三号）、同（請願者　新潟市中央区四ッ屋町一の二九九三　古川恵理子外四千百八十一名）（紹介議員　西村　智奈美君）（第二六四号）、同（請願者　愛知県瀬戸市原山町六〇　笠岡大外九百二十一名）（紹介議員　日野　紗里亜君）（第二六五号）、同（請願者　宮崎県小林市野尻町三ケ野山二三六四の三　前田輝重外四百五十五名）（紹介議員　古川　禎久君）（第二六六号）、同（請願者　愛媛県西条市丹原町長野一七三〇の一　山本欣治外二百五十九名）（紹介議員　村上　誠一郎君）（第二六七号）、同（請願者　愛知県安城市横山町浜畔上二七の四　三岡成人外千三十四名）（紹介議員　石井　拓君）（第二七二号）、同（請願者　群馬県沼田市高橋場町三〇五の四　櫛渕わか子外千四百五十九名）（紹介議員　小渕　優子君）（第二七三号）、同（請願者　長野県岡谷市長地出早二の九の一一　松木良介外九百五十九名）（紹介議員　後藤　茂之君）（第二七四号）、同（請願者　愛知県岡崎市東牧内町日久東一二の二　安田明義外千九十六名）（紹介議員　重徳　和彦君）（第二七五号）、同（請願者　高松市扇町一の二八の二二の二〇二　大谷弘樹外四百六十三名）（紹介議員　玉木　雄一郎君）（第二七六号）、同（請願者　福島市飯坂町湯野字西小性五の一七　清野敏江外二百四十九名）（紹介議員　西山　尚利君）（第二七七号）、同（請願者　愛知県清須市桃栄四の一四六の三〇六　下前君夫外千百十七名）（紹介議員　古川　元久君）（第二七八号）、同（請願者　神奈川県横須賀市林一の三の二　杉野繁外五百六十九名）（紹介議員　早稲田　ゆき君）（第二七九号）、同（請願者　広島市佐伯区藤の木一の四の一五　佐久間芳久外七百五十一名）（紹介議員　岸田　文雄君）（第二八九号）、同（請願者　大分市城原二三三二の一　古川勝一外三百九十八名）（紹介議員　白坂　亜紀君）（第二九〇号）、同（請願者　和歌山県新宮市熊野川町赤木一五三三の一　浦木幸子外千三百三十五名）（紹介議員　世耕　弘成君）（第二九一号）、同（請願者　富山市東老田五一〇　島崎憲男外六百三十三名）（紹介議員　橘　慶一郎君）（第二九二号）、同（請願者　松山市久万ノ台二四六の二　岡田佳之外三百八十四名）（紹介議員　長谷川　淳二君）（第二九三号）、同（請願者　神奈川県川崎市中原区下小田中三の九の六　内藤教雄外五百八十二名）（紹介議員　牧島　かれん君）（第二九四号）、同（請願者　鹿児島市中山町七四六の一一　上原髙樹外二千四百九十八名）（紹介議員　森山　裕君）（第二九五号）、同（請願者　愛媛県四国中央市寒川町四四　加地千景外三百二十四名）（紹介議員　井原　巧君）（第二九七号）、同（請願者　福岡市西区野方三の三七の二二　本村正善外三千七百七十六名）（紹介議員　鬼木　誠君）（第二九八号）、同（請願者　名古屋市熱田区二番二の一八の二四の二〇一　高橋元治外千六十五名）（紹介議員　水野　よしひこ君）（第二九九号）、同（請願者　宮崎県延岡市大武町五三八五の三　又川美津子外四百五十六名）（紹介議員　渡辺　創君）（第三〇〇号）、同（請願者　和歌山市大谷二〇一の一五　大井せい子外五千八百六十二名）（紹介議員　石田　真敏君）（第三〇五号）、同（請願者　長野県上田市住吉一三七の一　小林幸男外九百五十九名）（紹介議員　井出　庸生君）（第三〇六号）、同（請願者　大分県佐伯市片神浦八八七　川下代志子外四百七十一名）（紹介議員　岩屋　毅君）（第三〇七号）、同（請願者　松江市古曽志町三六　山根邦夫外千九百六十五名）（紹介議員　高見　康裕君）（第三〇八号）、同（請願者　香川県坂出市川津町一二六六の四　澤井良知外五百七十四名）（紹介議員　平井　卓也君）（第三〇九号）、同（請願者　長野県飯田市上郷黒田一七〇〇の一　中村源治外九百五十九名）（紹介議員　宮下　一郎君）（第三一〇号）、同（請願者　岡山県倉敷市船穂町船穂一五五一　中原俊子外千二百八十二名）（紹介議員　橋本　岳君）（第三一四号）、同（請願者　山口県岩国市川西三の二の一五　末廣朝子外千二百七十五名）（紹介議員　平林　晃君）（第三一五号）、同（請願者　福島県須賀川市保土原字水溜三八　加藤美奈外二百六十四名）（紹介議員　上杉　謙太郎君）（第三一二号）、同（請願者　福島県二本松市榎戸一の二九八の一の二〇一　武田吉栄外二百五十一名）（紹介議員　坂本　竜太郎君）（第三一三号）、同（請願者　大阪府河内長野市日東町九の三　塩谷捨吉外千五百八名）（紹介議員　馬場　伸幸君）（第三三〇号）、同（請願者　岐阜県大垣市大島町二の八二二の二　小倉和雄外六千九百九十九名）（紹介議員　棚橋　泰文君）（第三四一号）、同（請願者　秋田県鹿角市花輪字合ノ野一の三八　橋本博史外二千四百六十九名）（紹介議員　村岡　敏英君）（第三五〇号）、同（請願者　津市栗真町屋町七一九の四　坂野慶子外千二百三名）（紹介議員　田村　憲久君）（第三五四号）、同（請願者　高知市西久万二三〇の二　品原節男外二千四百六十七名）（紹介議員　中谷　元君）（第四〇五号）、同（請願者　茨城県那珂市戸三〇一七　関郁夫外七百七十三名）（紹介議員　浅野　哲君）（第四八八号）、同（請願者　富山県下新川郡朝日町横尾八三九の一　波間英子外六百四十六名）（紹介議員　古井　康介君）（第四九三号）、同（請願者　兵庫県丹波篠山市乾新町六六の六　中森里美外千五百名）（紹介議員　西村　康稔君）（第五〇〇号）、同（請願者　秋田県大館市曲田字曲田二九　畠山和明外二千四百六十九名）（紹介議員　福原　淳嗣君）（第五〇一号）、同（請願者　大阪市西区千代崎一の五の一三の八〇八　芝一外千四百五十名）（紹介議員　辰巳　孝太郎君）（第五三二号）、同（請願者　愛知県小牧市三ツ渕三一六　小久保和広外千百四十七名）（紹介議員　福田　徹君）（第五七一号）、同（請願者　名古屋市千種区見附町一の三の二の七〇二　鬼頭智則外九百二十五名）（紹介議員　岡本　康宏君）（第五八五号）、同（請願者　沖縄県うるま市大田

二二五　高江洲道子外千四百三十七名）（紹介議員　金城　泰邦君）（第五八六号）、同（請願者　佐賀市木原二の一六の一七　境川　康君）（第九六〇号）、同（請願者　愛知県春日井市出川町八の二の一四　矢野元治外千四百九十七名）（紹介議員　山下　史守朗君）（第一〇四五号）、同（請願者　松山市空港通七の七の二七の一八　坂本綾子外二百六十八名）（紹介議員　塩崎　彰久君）（第一二九六号）、同（請願者　大阪府富田林市藤沢台三の八の二〇の一〇五　村永佐代美外千五百三十七名）（紹介議員　梅村　聡君）（第一四七七号）、同（請願者　香川県さぬき市志度一〇六四の三　橋本敏外四百七十五名）（紹介議員　大野　敬太郎君）（第一四九三号）及び同（請願者　岐阜県多治見市赤坂町六の二の三　市原和男外六千九百九十九名）（紹介議員　古屋　圭司君）（第一四九四号）に関する報告書

一　請願の要旨

患者数が二千万人を超えると推計される慢性腎臓病は、命に関わる病気の発症リスクが高く一たび腎不全になれば人工透析や腎移植が必要になる。国の腎疾患対策事業や生活習慣病対策事業などの推進の成果や、官民を挙げての啓発活動の効果などにより、透析患者数は二年連続して減少したが七十五歳以上では増加し続けており、透析患者全体の高齢化によって通院や介護支援、フレイル、サルコペニアの予防・改善などが喫緊の課題となっている。加えて、腎不全患者への緩和ケアの提供や医師の高齢化による透析施設の閉鎖、自然災害が発生した場合の対策も重要である。さらに、腎移植まで平均約十五年かかることから、臓器移植への国民の一層の理解が進むような普及啓発や国内での移植件数を最大化させる施策の推進とともに、再生医療の研究が進むことを願う。

ついては、次記事項を措置されたい。

1　腎臓病の早期発見と重症化予防のため、医療機関間の紹介基準等の普及及び連携強化、並びに都道府県による腎臓病に関する啓発を更に推進すること。

2　透析患者及び腎移植患者を含む慢性腎臓病患者の生活の質（ＱＯＬ）の向上のため、必要に応じた栄養指導・運動指導・緩和ケアが適切に受けられる体制を整備すること。

3　透析患者の介護保険施設入所を促進するため、送迎加算の要件緩和と運用の拡充を図るとともに、透析施設と介護施設の連携体制を更に強化すること。

4　透析患者の高齢化や障害の重度化により通院困難者が増加しているため、国と地方自治体が連携し、透析患者の通院を支援する体制の整備に努めること。

5　医療者不足などにより、透析施設の閉鎖、夜間診療の中止、入院受入れの中止などが余儀なくされている地域が生じていることから、遠隔医療の導入などによる透析医療を確保するための対策を講ずること。

6　大規模広域災害発生時において、透析患者が継続して治療を受けられるよう、都道府県と関係機関が緊密に連携した移送手段の確保や医療体制の整備を進めること。

7　臓器移植及び再生医療研究の一層の推進に努めるとともに、実用化が近い腎臓再生医療の研究については、体制の更なる充実を図ること。

二　請願の議決理由

本請願の趣旨は考慮することを適当と認める。

よって本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

令和八年七月二十四日

厚生労働委員長　大串　正樹

衆議院議長　森　英介殿

難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総合的な推進に関する請願（請願者　神奈川県大和市渋谷一の一〇の一一の二〇七　根岸和子外百六十七名）（紹介議員　早稲田　ゆき君）（第二七〇号）、同（請願者　茨城県北茨城市中郷町栗野七九四の三一　志村喜一郎外七名）（紹介議員　浅野　哲君）（第四八九号）、同（請願者　静岡市駿河区大谷三八〇〇の三九五　吉田久貴外九千三百八名）（紹介議員　井林　辰憲君）（第五八七号）、同（請願者　静岡市葵区北安東一の二五の五　黒田たつ子外六千六十八名）（紹介議員　田中　健君）（第五八八号）、同（請願者　福島県郡山市静町一九の二三　高橋みつえ外三百二名）（紹介議員　根本　拓君）（第五八九号）、同（請願者　茨城県日立市大久保町二の一二の七　鈴木笙太外八千三名）（紹介議員　浅野　哲君）（第五九七号）、同（請願者　茨城県牛久市刈谷町二の一二七の一　小林嘉昭外一万千九百十一名）（紹介議員　石川　昭政君）（第五九八号）、同（請願者　宮崎市佐土原町上田島一九九三　厚地和子外千六百八十三名）（紹介議員　江藤　拓君）（第五九九号）、同（請願者　大津市富士見台二五の一五　金森小夜子外千十名）（紹介議員　大岡　敏孝君）（第六〇〇号）、同（請願者　群馬県吾妻郡東吾妻町川戸一〇一二の一　角田美佐枝外三千名）（紹介議員　小渕　優子君）（第六〇一号）、同（請願者　福島県いわき市東田町菖蒲沢三四の四　長谷川秀雄外二百九十名）（紹介議員　坂本　竜太郎君）（第六〇二号）、同（請願者　岩手県遠野市綾織町下綾織二九の二七　小山かおり外六百九十六名）（紹介議員　階　猛君）（第六〇三号）、同（請願者　和歌山市杭ノ瀬四六一の五　山本功外三百八十五名）（紹介議員　世耕　弘成君）（第六〇四号）、同（請願者　千葉県松戸市栄町五の三〇五の四〇七　赤松美香外七百三十四名）（紹介議員　角田　秀穂君）（第六〇五号）、同（請願者　前橋市関根町一の一六の一一　萩原文子外四千九百九十九名）（紹介議員　中曽根　康隆君）（第六〇六号）、同（請願者　宮崎市本郷北方二六五三の四六　横山真三外千六百八十五名）（紹介議員　長友　慎治君）（第六〇七号）、同（請願者　前橋市鶴が谷町二三の五　星野明夫外三千九百九十九名）（紹介議員　福重　隆浩君）（第六〇八号）、同（請願者　宮崎県延岡市大貫町六の一八一六の七　河内カズ子外千六百八十七名）（紹介議員　古川　禎久君）（第六〇九号）、同（請願者　和歌山市鷹匠町七の一　武内優子外二百七十名）（紹介議員　山本　大地君）（第六一〇号）、同（請願者　大阪府堺市堺区海山町一の一八の一一　大黒由美子外三百七十八名）（紹介議員　池下　卓君）（第六二二号）、同（請願者　群馬県伊勢崎市野町一八二の六五　内田真理外五千名）（紹介議員　上野　宏史君）（第六二三号）、同（請願者　大分市萩原一の一九の一八　佐藤俊二外千百四十七名）（紹介議員　衛藤　博昭君）（第六二四号）、同（請願者　福島県伊達郡国見町大字石母田字樋口三八　宍戸嘉司外三百名）（紹介議員　金子　恵美君）（第六二五

号）、同（請願者　滋賀県近江八幡市若宮町五二八　南勝文外千五百三十五名）（紹介議員　河井　昭成君）（第六二六号）、同（請願者　群馬県高崎市宮沢町三九九　清水操外七千九百九十八名）（紹介議員　笹川　博義君）（第六二七号）、同（請願者　大阪府泉大津市東豊中町二の九の二　富髙和子外三百九十名）（紹介議員　谷川　とむ君）（第六二八号）、同（請願者　香川県観音寺市豊浜町和田浜一三二八の五　多田加代子外六千百九十九名）（紹介議員　玉木　雄一郎君）（第六二九号）、同（請願者　福島市野田町七の三の五〇　今井伸枝外三百一名）（紹介議員　西山　尚利君）（第六三〇号）、同（請願者　愛媛県新居浜市若水町一の六の一八　白石敦之外二千百九十九名）（紹介議員　井原　巧君）（第六五三号）、同（請願者　札幌市中央区南七条東二の九の一の一〇三　大野稔子外五百七十名）（紹介議員　加藤　貴弘君）（第六五四号）、同（請願者　宇都宮市鶴田二の三〇の九　平塚英治外二万四千三百五十八名）（紹介議員　輿水　恵一君）（第六五五号）、同（請願者　札幌市北区北二十七条西九の一の一三の三〇一　大橋健二外八百三十名）（紹介議員　鈴木　貴子君）（第六五六号）、同（請願者　札幌市清田区美しが丘三条六の八の二　佐々木秀利外八百名）（紹介議員　髙橋　祐介君）（第六五七号）、同（請願者　宮崎市神宮東一の一の六五の一六〇六　江藤津弥子外千六百七十九名）（紹介議員　武井　俊輔君）（第六五八号）、同（請願者　三重県松阪市喜多村新田町一三の三　安井千代子外二千百三十一名）（紹介議員　田村　憲久君）（第六六八号）、同（請願者　愛媛県大洲市西大洲甲一〇〇四の七　佐々木千恵外千三百名）（紹介議員　長谷川　淳二君）（第六六九号）、同（請願者　広島県福山市山手町五の一三の二五の九　岡田智子外千五百四名）（紹介議員　平林　晃君）（第六七〇号）、同（請願者　岩手県一関市藤沢町大籠字高金二七　佐藤正春外七百五名）（紹介議員　藤原　崇君）（第六七一号）、同（請願者　福島県二本松市榎戸一の二九八の一のＢ二〇一　武田吉栄外三百二名）（紹介議員　上杉　謙太郎君）（第七〇九号）、同（請願者　千葉県松戸市栄町五の三〇五の四〇七　赤松裕介外六百六十九名）（紹介議員　岡野　純子君）（第七一〇号）、同（請願者　青森市古川二の二〇の一九　入間正智外百九十三名）（紹介議員　木村　次郎君）（第八一四号）、同（請願者　仙台市太白区長町五の九の一六の九〇一　萩原せつ子外二千名）（紹介議員　土井　亨君）（第八一五号）、同（請願者　秋田市東通七の四の二六　長谷部ひとみ外千百名）（紹介議員　御法川　信英君）（第八一六号）、同（請願者　福岡市早良区飯倉五の一二の二九　甲斐義啓外二千八十六名）（紹介議員　緒方　林太郎君）（第八四六号）、同（請願者　岐阜県各務原市那加琴が丘町一の一四九　石原清美外三千二百七十五名）（紹介議員　棚橋　泰文君）（第八四七号）、同（請願者　愛知県春日井市坂下町四の四三九　長谷川きよ子外三千百四十五名）（紹介議員　福田　徹君）（第八四八号）、同（請願者　愛知県新城市城北一の八の一九　原田繁外三千百五十名）（紹介議員　日野　紗里亜君）（第八八八号）、同（請願者　大分市鴛野一三五〇の三のＡ二〇一　黒木真帆外千百四十八名）（紹介議員　岩屋　毅君）（第九一七号）、同（請願者　愛知県春日井市中野町二の七の一五　柴田みさを外三千百五十名）（紹介議員　重徳　和彦君）（第九一八号）、同（請願者　富山県高岡市下牧野四〇四の四　槇谷茂外一万五千七百九十二名）（紹介議員　田畑　裕明君）（第九六一号）、同（請願者　神奈川県横須賀市長沢四の三二の四〇　浦辺行男外千二百四十二名）（紹介議員　沼崎　満子君）（第一〇〇二号）、同（請願者　埼玉県入間市仏子一九九の二三　澤田幸子外千四百九十一名）（紹介議員　大島　敦君）（第一〇四六号）、同（請願者　大阪府吹田市岸部北二の三のＢ三の九〇八　江村孝子外三百七十六名）（紹介議員　伊東　信久君）（第一〇七三号）、同（請願者　札幌市西区八軒十条東一の二の一〇　福井美静外七百十九名）（紹介議員　佐藤　英道君）（第一〇七四号）、同（請願者　京都市上京区大宮通寺之内上ル三丁目北仲之町五一六　鵜飼裕朗外六百七十九名）（紹介議員　前原　誠司君）（第一〇七五号）、同（請願者　和歌山県紀の川市貴志川町長山二七七の一四六　橋爪カチヨ外三百五十名）（紹介議員　石田　真敏君）（第一〇九四号）、同（請願者　神奈川県平塚市広川六二四の一　神久保初江外千二百四十名）（紹介議員　早稲田　ゆき君）（第一〇九五号）、同（請願者　広島市東区戸坂大上四の三二の八　池田アキ子外二千八百三十四名）（紹介議員　鍋島　勢理君）（第一一二二号）、同（請願者　新潟県長岡市川崎五の四四九の五　羽鳥伸行外一万八千四百八十二名）（紹介議員　西村　智奈美君）（第一一二三号）、同（請願者　長野県安曇野市三郷明盛四〇七二の六　田中嘉典外八千六百十七名）（紹介議員　後藤　茂之君）（第一一六三号）、同（請願者　宮崎県日南市星倉一の七の七　神國夫外千六百七十名）（紹介議員　渡辺　創君）（第一一六四号）、同（請願者　群馬県藤岡市上戸塚三六五の三　髙田篤外五千一名）（紹介議員　尾身　朝子君）（第一一九〇号）、同（請願者　大阪府守口市佐太西町一の八の一八　大河陽子外三百八十七名）（紹介議員　辰巳　孝太郎君）（第一二二九号）、同（請願者　熊本県阿蘇郡高森町大字永野原一六五八の二　甲斐美穂外七百六十七名）（紹介議員　吉田　宣弘君）（第一二三〇号）、同（請願者　松山市畑寺四の一の一二の二　楠純瑠外千七百三十六名）（紹介議員　塩崎　彰久君）（第一三〇二号）、同（請願者　静岡市駿河区みずほ三の一の七二　深沢貴子外一万八百八十名）（紹介議員　細野　豪志君）（第一三〇三号）、同（請願者　茨城県常総市崎房八〇〇の二　渡邊真理外八千三名）（紹介議員　西條　昌良君）（第一三九五号）、同（請願者　大阪府池田市栄本町三の八の五〇六　尾下葉子外三百八十名）（紹介議員　馬場　伸幸君）（第一三九六号）、同（請願者　京都府京丹後市峰山町荒山一五〇の三　吉岡宏恵外六百九十八名）（紹介議員　泉　健太君）（第一四五〇号）、同（請願者　高知市百石町三の一の一二　竹島和賀子外千九十四名）（紹介議員　山崎　正恭君）（第一四五一号）、同（請願者　大阪府松原市天美南五の八の一八　米山恵外三百八十七名）（紹介議員　東　徹君）（第一四七八号）、同（請願者　大阪府池田市栄本町三の八の五〇六　中川裕二外三百八十七名）（紹介議員　梅村　聡君）（第一四七九号）、同（請願者　大津市野郷原二の二二の四　有馬三知子外千名）（紹介議員　斎藤　アレックス君）（第一四八〇号）、同（請願者　札幌市西区八軒五条西十の一の二五の六〇四　坂川雄音外七百二十名）（紹

介議員　高木　宏壽君）（第一四九九号）及び同（請願者　福岡県北九州市八幡西区紅梅四の一の二七の三〇一　丸田和秀外三千百二十九名）（紹介議員　武田　良太君）（第一五一六号）に関する報告書

一　請願の要旨

二〇一五年一月に施行された「難病の患者に対する医療等に関する法律」によって、我が国の難病対策は法的根拠を持つ総合対策として出発し、さらに、五年見直しの規定に沿って二〇二二年十二月に法改正が行われた。国及び地方自治体には、難病対策の総合的な推進と国民への周知が進むよう一層の努力を求める。

ついては、次記事項を措置されたい。

1　難病の根治を目指し、未診断疾患を含めた難病の原因究明、治療法の早期開発、診断基準と治療体制の確立を急ぐとともに、指定難病対象疾病の拡大を進めること。

2　指定難病の要件を満たした小児慢性特定疾病の指定難病への指定や各都道府県に移行期医療センターを設置すること等により、成人後も切れ目のない支援が可能となるようにすること。また、インクルーシブ教育を進める中で、学校等における合理的配慮、医療的ケア児への支援を更に推し進めること。加えて、情報通信技術（ＩＣＴ）の効果的な活用等により、長期療養児・者の学習環境を充実させること。

3　難病や長期慢性疾病の患者と家族が地域で尊厳を持って生活できるよう、医療費などの負担軽減、難病の実態に沿った福祉サービスの提供、人材の確保と研修の充実を図ること。

4　創薬やゲノム医療等を患者・市民参画（ＰＰＩ）の下に推進し、国民への難病に対する理解と対策の周知を進めるとともに、全国のどこに住んでいても我が国の進んだ医療を受けることができるよう、専門医療と地域医療の連携を強化すること。また、医療・介護等専門スタッフの不足を原因とする医療の地域格差を解消し、リハビリや在宅医療の充実を図ること。

5　難病患者にとって就労は、経済的な側面のみならず、患者の働く意欲に応え、社会参加と生きる希望につながるものである。義務化された合理的配慮、差別禁止の周知を更に推進するとともに、治療と仕事の両立支援の推進、障害者雇用率の対象とすること等による就労の拡大や就労支援の充実を図ること。

6　全国難病センター（仮称）の設置等により、都道府県難病相談支援センターの充実や一層の連携、患者・家族団体活動への支援、難病問題の国民への周知等を推進すること。

二　請願の議決理由

本請願の趣旨は考慮することを適当と認める。

よって本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

令和八年七月二十四日

厚生労働委員長　大串　正樹

衆議院議長　森　英介殿

国立病院の機能強化に関する請願（請願者　千葉県市川市市川四の三の二〇　小林啓三外六百十六名）（紹介議員　田嶋　要君）（第四二五号）、同（請願者　埼玉県吉川市平沼一の八の二一　小川晃一外二百二十五名）（紹介議員　深作　ヘスス君）（第四二六号）、同（請願者　徳島市国府町府中三八〇の七　小名木健司外六百九十六名）（紹介議員　飯泉　嘉門君）（第四四一号）、同（請願者　北海道北見市春光町七の七の五の二三　井川武士外千三百十三名）（紹介議員　神谷　裕君）（第四四二号）、同（請願者　静岡県掛川市倉真二七〇五の八　山下博幸外二千五百十四名）（紹介議員　田中　健君）（第四四三号）、同（請願者　広島県福山市沖野上町四の一二の二七の二〇二　木梨和美外千百一名）（紹介議員　鍋島　勢理君）（第四四四号）、同（請願者　鹿児島市東谷山六の九の八　国本美知代外六百六十七名）（紹介議員　野間　健君）（第四四五号）、同（請願者　青森市西大野五の八の一七　神美智子外四百十四名）（紹介議員　村岡　敏英君）（第四四六号）、同（請願者　札幌市中央区南四条西十八の二の一の五〇六　夏井綾菜外千二十四名）（紹介議員　山岡　達丸君）（第四四七号）、同（請願者　宮崎市まなび野一の二〇の四　宮崎友親外千三百五十四名）（紹介議員　渡辺　創君）（第四四八号）、同（請願者　秋田県由利本荘市岩城二古横砂子一の七　堂本佳英外二百四十五名）（紹介議員　有田　芳生君）（第四五八号）、同（請願者　福岡市中央区唐人町二の三の二三の二〇二　谷口瑚夏外三百五十九名）（紹介議員　許斐　亮太郎君）（第四五九号）、同（請願者　長崎県佐世保市江上町一九四六の一のⅡ二〇三　森奈津子外八百三十五名）（紹介議員　西岡　秀子君）（第四六〇号）、同（請願者　横浜市戸塚区汲沢町六七一　平野庚代外四百一名）（紹介議員　笠　浩史君）（第四六一号）、同（請願者　札幌市白石区中央一条四の三の二一　田嶋一博外千三名）（紹介議員　和田　義明君）（第四六二号）、同（請願者　大阪府貝塚市半田四の三の一二　西辻亮作外六百七十八名）（紹介議員　辰巳　孝太郎君）（第五三五号）、同（請願者　静岡市葵区古庄二の一の二九　塩澤知佐子外二千六百十一名）（紹介議員　山本　裕三君）（第五五三号）、同（請願者　東京都板橋区蓮根二の三〇の一四の二〇四　坪井洋子外四百三十四名）（紹介議員　田村　智子君）（第六三一号）、同（請願者　宮崎市曽師町一一六の一の一〇四　柴田健太郎外五百六十八名）（紹介議員　長友　慎治君）（第七九四号）、同（請願者　岐阜市長良東三の六一　小島清子外千六十五名）（紹介議員　野村　美穂君）（第八〇三号）、同（請願者　東京都足立区島根三の一五の一三　桐田節子外五百三十六名）（紹介議員　山本　ジョージ君）（第八〇四号）、同（請願者　新潟県長岡市前田二の八の二一　井上二英外五百九十五名）（紹介議員　菊田　真紀子君）（第八一七号）、同（請願者　東京都清瀬市中里六の五一〇の三　山下綾子外四百三十四名）（紹介議員　長妻　昭君）（第八一八号）、同（請願者　神奈川県厚木市金田八の八　柳澤節子外八百八十八名）（紹介議員　畑野　君枝君）（第八四九号）、同（請願者　神奈川県逗子市久木四の二三の三五　福原薫外八百五十三名）（紹介議員　早稲田　ゆき君）（第八五〇号）、同（請願者　埼玉県和光市白子二の九の二四の五一一　寺前昭子外二百二十五名）（紹介議員　塩川　鉄也君）（第一二〇二号）、同（請願者　茨城県常陸太田市真弓町五二六の二　橋本航外千七百八名）（紹介議員　浅野　哲君）（第一二三一号）及び同（請願者　北海道旭川市神楽岡二条七の三の一二　濱田峰子外千五百七名）（紹介議員　辰巳　孝太郎君）（第一五〇〇号）に関する報告書

一　請願の要旨

国立病院は、公的病院の中で唯一全ての都道

府県にあり、地域医療を始め民間では担えないセーフティーネット・不採算医療を展開し、新型コロナなどの感染症対策や災害時の医療支援など国民の命のとりでとしての役割を担っている。しかし、その運営は自収自弁が大原則とされ、診療事業に係る国からの運営費補助など財政支援は一切行われていない。医療機関の経営はどこも厳しいが、とりわけ国立病院は、コロナ禍での専用病床拡大や感染拡大地域への職員派遣など、国の指示に対応したことの影響によって特に厳しい実態に置かれている。さらに、現場では採用を上回る離職の影響で人員不足による病床削減などが続いている。このような状況では、国民や地域から求められる医療体制を整えたり、新たな感染症拡大への対策や災害時の医療支援を行うことは困難である。

ついては、次記事項を措置されたい。

1　国民の命を守るセーフティーネットとしての役割を確実に果たし、地域医療の充実を図るため、国立病院の機能を強化すること。

2　全国ネットワークを生かし、国立病院が新興感染症や災害時において、十分な役割を発揮できるよう対策を講ずること。

3　第二百十七回国会での請願採択を踏まえ具体的対策を講ずること。

二　請願の議決理由

本請願の趣旨は考慮することを適当と認める。

よって本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

令和八年七月二十四日

厚生労働委員長　大串　正樹

衆議院議長　森　英介殿

ウイルス性の肝がん・重度肝硬変患者への支援とB型肝炎ウイルスを排除する薬剤の開発に関する請願(請願者　大阪府吹田市芳野町五の二〇　猪原千鶴外千七百五十二名)(紹介議員　池下　卓君)(第六九二号)、同(請願者　神戸市灘区篠原本町一の八の一一　田坂典子外二千百四十八名)(紹介議員　中野　洋昌君)(第六九三号)、同(請願者　埼玉県入間市東町五の八の二五　平良由里子外千五百二十九名)(紹介議員　三ッ林　裕巳君)(第六九四号)、同(請願者　千葉県流山市美原二の一一六の四　塚原宣幸外千八百六十九名)(紹介議員　沼崎　満子君)(第七三四号)、同(請願者　愛知県春日井市高森台一の一三の一一　川岸幸子外千六百五十三名)(紹介議員　日野紗里亜君)(第七三五号)、同(請願者　長崎市日の出町一の二八　大石弘子外千八百三十名)(紹介議員　上野　宏史君)(第七七〇号)、同(請願者　神奈川県横須賀市久里浜三の二五の八　吉川雅仁外千八百三十九名)(紹介議員　早稲田　ゆき君)(第七七一号)、同(請願者　三重県桑名市能部一三三二の一二　片山義男外千七十四名)(紹介議員　藤田　誠君)(第八一〇号)、同(請願者　新潟県岩船郡関川村大字湯沢六九〇　堀文夫外千名)(紹介議員　田村　憲久君)(第八一三号)、同(請願者　福岡県北九州市小倉北区宇佐町一の七の二〇　木下俊明外二千四百二十六名)(紹介議員　鬼木　誠君)(第八五六号)、同(請願者　大阪府守口市八雲北町一の九の二　寺嶋美和外千四百三十一名)(紹介議員　伊東　信久君)(第一〇四八号)、同(請願者　茨城県常陸太田市西三町六五一の一〇　鈴木礼子外二千百六十四名)(紹介議員　浅野　哲君)(第一二四二号)、同(請願者　京都市右京区太秦一ノ井町三三の四二　今井久歳外九百七十三名)(紹介議員　辰巳　孝太郎君)(第一二四三号)及び同(請願者　大阪府豊中市小曽根二の一六の二六　松下昭司外二千二百三十二名)(紹介議員　伊佐　進一君)(第一五一〇号)に関する報告書

一　請願の要旨

ウイルス性の肝がん・重度肝硬変患者の医療費助成が平成三十年から治療研究促進事業として開始され、令和三年と令和六年の二回にわたり制度が改正されたものの、国が推計した助成見込み数よりも実績数が大幅に少ない状態が続いており、制度開始から七年以上が経過したが、患者の多くが救済の対象となっておらず、まだ十分ではない。また、世界中の様々な研究機関や企業がB型肝炎ウイルスを排除する創薬に向けて研究を推進しているが、いまだ実現しておらず、患者が核酸アナログ製剤を生涯飲み続けなければならない負担とウイルスが消えないことによる発がんへの不安を抱え続ける毎日は、精神的に大きな重荷となっている。

ついては、次記事項を措置されたい。

1　ウイルス性の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実態に鑑み、日々苦しんでいるウイルス性の肝がん・重度肝硬変患者への一層の救済を検討すること。

2　B型肝炎ウイルスを排除する薬剤の開発と実用化を一層促進すること。

二　請願の議決理由

本請願の趣旨は考慮することを適当と認める。

よって本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

令和八年七月二十四日

厚生労働委員長　大串　正樹

衆議院議長　森　英介殿

てんかんのある人とその家族の生活を支える啓発に関する請願(請願者　静岡県磐田市三ケ野一二五二　鈴木昌代外四百四十四名)(紹介議員　野村　美穂君)(第九一六号)に関する報告書

一　請願の要旨

てんかんはあらゆる年齢で発病する脳の病気である。全国に約百万人の患者がおり、発作の症状や予後には個人差や多様性がある。また、ライフステージごとに、いまだに様々な不利益を受けることがあり、てんかんのある人とその家族が安心して暮らせる社会の実現を求める。

ついては、次記事項を措置されたい。

1　てんかん月間(十月)と世界てんかんの日(二月第二月曜日)を、国民に周知すること。

2　てんかん発作の有無だけを理由にした行動制限は、人権問題につながる。てんかんの多様性、個別性を尊重し、てんかんへの理解を進め、てんかん発作の正しい介助法などを広報すること。

二　請願の議決理由

本請願の趣旨は考慮することを適当と認める。

よって本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

令和八年七月二十四日

厚生労働委員長　大串　正樹

衆議院議長　森　英介殿

現下の雇用失業情勢を踏まえた労働行政体制の整備を目指すことに関する請願（請願者　岐阜市諏訪山二の二九の七　早川克史外六百五十三名）（紹介議員　田中　健君）（第九五四号）、同（請願者　北海道稚内市末広五の三の八の三二　加藤崇外五百九十九名）（紹介議員　山岡　達丸君）（第九五五号）、同（請願者　鹿児島県姶良市松原町一の一三の五　中吉拓郎外七百二十一名）（紹介議員　野間　健君）（第一〇二六号）、同（請願者　札幌市北区北二十四条西十の一の二の六〇二の三一七　能美澤佳弘外五百九十九名）（紹介議員　神谷　裕君）（第一〇八〇号）、同（請願者　栃木県小山市扶桑二の二二の二　渡邉正典外二百八十二名）（紹介議員　田村　智子君）（第一〇八一号）、同（請願者　東京都東村山市諏訪町二の一五の四　島村茂樹外八百六十一名）（紹介議員　早稲田　ゆき君）（第一一〇三号）、同（請願者　宮崎市神宮西一の五九の一の二の四〇二　渡邊陽来外六百五十七名）（紹介議員　渡辺　創君）（第一一七五号）、同（請願者　福島県郡山市富久山町久保田字桝形二七の三四　矢吹多寿枝外五百三十九名）（紹介議員　金子　恵美君）（第一二〇五号）、同（請願者　横浜市南区六ツ川二の一〇七の四三　広田薫外六百十五名）（紹介議員　笠　浩史君）（第一二〇六号）、同（請願者　北海道釧路市千歳町三の一二四　坂本海外八百四十二名）（紹介議員　和田　義明君）（第一二七四号）、同（請願者　岡山県倉敷市児島柳田町五六九の六　吉信貴司外八百七十七名）（紹介議員　小川　淳也君）（第一三四九号）、同（請願者　宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋一三一九の四　奈須誠二外六百七十四名）（紹介議員　長友　慎治君）（第一四六〇号）及び同（請願者　京都府綾部市上野町上野二〇〇の一二九　渡邉高行外三千六百二十八名）（紹介議員　辰巳　孝太郎君）（第一五一一号）に関する報告書

一　請願の要旨

政府は二〇二五年六月に策定した「経済財政運営と改革の基本方針二〇二五」（骨太の方針）において、賃上げを起点とした成長型経済の実現を掲げ、リ・スキリング支援を軸とした三位一体の労働市場改革や育児・介護の両立支援等による多様で柔軟な働き方を推進する方針を示した。労働行政は働き方改革などの政府の重要施策を担っており、法改正によるカスタマーハラスメント対策の強化や女性活躍の推進、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進などのほか、二〇二八年十月には雇用保険の適用拡大が予定され、従来にも増して広範囲の業務運営が必要になっている。このように行政に対する需要が増え続けているにもかかわらず、これまでの定員削減の結果、不十分な職場体制を強いられており、メンタル疾患による休職者は国家公務員全体の平均値を上回っている。

ついては、次記事項を措置されたい。

1　政府の重要施策である持続的・構造的な賃上げに向けた三位一体の労働市場改革や多様な人材が活躍できる環境整備、改正労働施策総合促進法、改正女性活躍推進法、改正労働安全衛生法の施行など、雇用・労働施策を充実させること。

2　大幅に増加する行政需要に対応し、労働者・国民の権利保障を図るため、労働行政の体制整備を行うこと。

二　請願の議決理由

本請願の趣旨は考慮することを適当と認める。

よって本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

令和八年七月二十四日

厚生労働委員長　大串　正樹

衆議院議長　森　英介殿

質問主意書及び答弁書

一、七月二十八日、内閣から、衆議院議員橋本幹彦君提出防衛省・自衛隊における知的基盤の概念、構成及び機能に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和八年七月三十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、七月二十八日、内閣から、衆議院議員西村智奈美君提出ギャンブルの日常化の防止等に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和八年七月三十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、七月二十八日、内閣から、衆議院議員河村たかし君提出真の積極財政を実現するための財政法第四条等の改正に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和八年七月三十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、七月二十八日、内閣から、衆議院議員河村たかし君提出動物の愛護及び管理に関する法律における動物愛護センターの業務の充実に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和八年七月三十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、七月二十八日、内閣から、衆議院議員長妻昭君提出皇位継承資格を有しない皇族の父親からお生まれになった男子のうち皇位継承資格を有した事例の有無に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和八年七月三十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、七月二十八日、内閣から、衆議院議員長妻昭君提出津島地区の住民帰還及び四者協議会の設置等に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和八年七月三十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、七月三十一日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員橋本幹彦君提出防衛省・自衛隊における知的基盤の概念、構成及び機能に関する質問に対する答弁書

衆議院議員西村智奈美君提出ギャンブルの日常化の防止等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員河村たかし君提出真の積極財政を実現するための財政法第四条等の改正に関する質問に対する答弁書

衆議院議員河村たかし君提出動物の愛護及び管理に関する法律における動物愛護センターの業務の充実に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭君提出皇位継承資格を有しない皇族の父親からお生まれになった男子のうち皇位継承資格を有した事例の有無に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭君提出津島地区の住民帰還及び四者協議会の設置等に関する質問に対する答弁書

令和八年七月二十一日提出
質問第三七号

防衛省・自衛隊における知的基盤の概念、構成及び機能に関する質問主意書

提出者　橋本　幹彦

防衛省・自衛隊における知的基盤の概念、構成及び機能に関する質問主意書

戦争は、兵器や技術のみならず、人間の意思と判断によって遂行される。また、科学技術がいかに進歩し、情報収集及び分析の手段が高度化しても、敵の意思、情勢の変化、偶然及び摩擦に由来する不確実性、いわゆる「戦場の霧」を完全に除去することはできない。したがって、自衛隊には、政治が示す目的及び上級指揮官の意図を正確に理解し、変化する状況の下で自ら考え、判断し、行動する能力が求められる。

この能力は、装備品の取得や個々の隊員の経験だけによって形成されるものではない。情報を収集及び分析し、複数の選択肢並びにそれぞれの効果及び危険を示し、計画を立案するとともに、訓練及び運用から得られた教訓を検証し、次の政策、教育及び運用に還元する参謀機能が不可欠である。その前提として、戦術、作戦、戦略、政策、国際情勢、戦史等に関する研究を体系的に蓄積し、組織として継承する知的基盤が必要となる。

あるべき自衛隊は、前例と上意下達のみに依存する組織ではなく、文民統制の下で、文民の意思決定を軍事専門的見地から適切かつ率直に補佐し、決定された方針を忠実に遂行するとともに、不断に学習し、誤りを検証し、自らを革新できる組織でなければならない。そのためには、知見を特定の個人の経験にとどめず、研究・教育機関及びその研究成果として体系化及び組織化して蓄積し、自衛官の教育並びに防衛政策の立案及び遂行に還元する仕組みを確立する必要がある。

国家防衛戦略は、防衛研究所を中心とする防衛省・自衛隊の研究体制を見直し・強化し、「知的基盤としての機能を強化する」としている。また、防衛白書においても、「知的基盤」という語が継続して用いられている。しかし、その一般的な意味、防衛省・自衛隊における構成要素及び果たすべき機能は、政府の公式見解として、必ずしも一体的かつ明確に示されてこなかった。概念が曖昧なままでは、何を強化すべきか、また、その進捗及び成果をいかに検証すべきかも明確にならない。

そこで、以下質問する。

一　防衛省は、「知的基盤」とは体系化・組織化して蓄積された知的資産であり、防衛省・自衛隊における知的基盤は、防衛研究所、防衛大学校及び各自衛隊の幹部学校等の研究・教育機関そのものに加え、これらの機関が戦術、作戦、戦略、政策、国際情勢、戦史等の安全保障に関わる幅広い分野について行う研究の成果によって構成されるものと認識しているか。

二　防衛省・自衛隊の研究・教育機関においては、知的基盤としての機能を強化するため、研究の質的向上に取り組んでおり、これらの研究成果は、幹部自衛官を含む学生に対する教育に還元されるとともに、防衛力整備を含む防衛政策の立案及び遂行に寄与するものと位置付けられているとの理解でよいか。政府の見解を明らかにされたい。

三　防衛省・自衛隊における知的基盤の強化には、国内外の研究・教育機関、大学及びシンクタンク等とのネットワークの構築及び組織的な連携の強化、高度な専門知識と研究力に裏付けられた質の高い研究成果の政策立案部門等への提供、当該研究成果等を基にした信頼性の高い情報発信並びに安全保障教育の推進への寄与が含まれるとの理解でよいか。

右質問する。

内閣衆質二二一第三七号
令和八年七月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

衆議院議長　森　英介殿

衆議院議員橋本幹彦君提出防衛省・自衛隊における知的基盤の概念、構成及び機能に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員橋本幹彦君提出防衛省・自衛隊における知的基盤の概念、構成及び機能に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねについては、防衛省が令和八年七月十日に衆議院安全保障委員会理事会に提出した「「知的基盤の概念」について」において、「「知的基盤」とは、一般に「体系化・組織化して蓄積された知的資産」といった意味で用いられています。」、「防衛研究所や防衛大学校、各自衛隊の幹部学校等では、戦術、作戦、戦略、政策、国際情勢など、安全保障に関わる幅広い研究を行っており、防衛省の研究・教育機関そのものに加えて、これらの研究成果が、防衛省の「知的基盤」を構成しています。」及び「防衛省の研究・教育機関では、知的基盤としての機能強化のため、研究の質的向上に取り組んでおり、これらの研究成果は、幹部自衛官を含む学生に対する教育に還元されるとともに、防衛力整備を含む防衛政策の立案及び遂行に寄与しています。」と記載されているとおりである。

三について

お尋ねについては、令和七年版防衛白書において、「① 国内外の研究・教育機関や大学、シンクタンクなどとのネットワークの構築や組織的な連携強化を通じた、防衛省・自衛隊の研究体制の見直し・強化 ② 高度な専門知識と研究力に裏付けされた質の高い研究成果の政策立案部門などへの提供 ③ 前述の研究成果などを基にした信頼性の高い情報発信 ④ 教育機関などへの講師派遣や公開シンポジウムの開催などを通じた、安全保障教育の推進への寄与など、知的基盤の強化に関する各種取組を進めている。」と記載されているとおりである。

令和八年七月二十一日提出
質問第三八号

ギャンブルの日常化の防止等に関する質問主意書

提出者　西村智奈美

ギャンブルの日常化の防止等に関する質問主意書

近年、我が国を含む世界各国において、ギャンブルは、デジタル技術とモバイル技術を駆使し、また、プロファイリングに基づくマーケティングを通じて、従来とは比べものにならないほどアクセスしやすくなっており、これに伴い、ギャンブル依存症及びこれに伴う多額の借金、失業、犯罪、家庭内暴力、精神疾患、自殺等の問題が急速に拡大・深刻化している。

ＷＨＯ等の国際機関は、ギャンブルを公衆衛生上の課題と位置付け、合法・違法の別を問わず、商業化・デジタル化の進展により、広告、スポンサーシップ、製品設計等を通じてギャンブルの日常化が進み、健康被害や社会的被害が拡大すると認識している。そのため、子ども・若者や社会的・経済的に脆弱な人々を含む人口全体を対象として、広告規制やアクセス制限、製品安全規制等により、日常生活におけるギャンブルへの曝露を減らす公衆衛生アプローチを推奨している。

具体的には、ギャンブル産業が人気スポーツを協賛したり、社会的な交流の場にギャンブルを持ち込んだりすることをギャンブルの日常化として問題視し、スポーツや文化活動におけるギャンブルの宣伝、プロモーション、協賛等をやめさせる

べきとしている(二〇二四年十二月ＷＨＯ提言、同年十一月ランセット公衆衛生委員会提言)。

ヨーロッパにおいては、二〇一八年のイタリアにおけるギャンブル広告の禁止(テレビ・ラジオ・ネット・ＳＮＳ等幅広いメディアについて)を皮切りに、イギリス、ベルギー、オランダ、アイルランド等でもギャンブル広告規制が強化され、オーストラリアにおいても、現在、子どもたちをギャンブルから守るためとして政府が提出したギャンブル広告規制に関する法案(①子どもの活動時間帯のテレビ広告等の制限②オンライン広告の制限③広告でのスポーツ選手や著名人の起用禁止等)が国会で審議中である。

翻って、我が国の状況を見ると、人気俳優を起用した公営競技のＣＭが子ども達の活動時間帯のテレビや電車広告で流され、また、公営競技施設で子ども向けの遊具やイベントを設け、子ども連れの来場を促すなど、国際的な潮流に反すると思われるプロモーションが行われている。

このような状況を踏まえ、以下質問する。

一　日本中央競馬会の二〇二六事業年度事業計画書では、「競馬への参加促進及び販売促進」として、「テレビＣＭ等の広告や、ＳＮＳを中心としたＷＥＢプロモーションを通じて、これまで競馬に触れたことのない方にも競馬の楽しみ方やスポーツエンターテインメントとしての競馬の魅力をお伝えするプロモーションを展開します。」「ご家族連れのお客様にもお楽しみいただけるよう、お子様向け施策の充実など環境の整備に取り組みます。」とあるが、このような事業計画を国として認可することに問題はないのか。

前述のＷＨＯ等の提言その他のギャンブルの日常化を防止すべきとする国際的な潮流に沿うよう、事業計画の変更を求めるとともに、広告やプロモーションの在り方について指導監督を行うべきではないか。

二　「競輪第3次中期基本方針」(令和八年度～令和十二年度)についての経済産業省の産業構造審議会製造産業分科会　車両競技小委員会における検討の中で、「顧客の増加・エンゲージメント強化」の取組事例として、防府競輪場の子ども向け遊具設置の例が取り上げられ、このような取組を推進することが示唆されている。また、高松競輪場では、多額の予算を投じて、競輪を模した遊具やオブジェを配置した子ども用の遊び場を設けており、子どもの頃から競輪に親しませることを企図した施設の在り方が市民によって問題視され、訴訟事件にも発展している。

ギャンブルの日常化を防止すべきとする国際的な潮流に反するこのような施行者の取組は問題ではないか。また経済産業省は監督官庁としてこれらを是正するための指導監督を行うべきではないか。

三　競艇についても、一般社団法人全国モーターボート競走施行者協議会が策定する事業計画等において「本場活性化事業」として新規顧客の獲得のためのプロモーションを行うことが定められ、その一環であるファミリー向け企画として、全国各地のボートレース場内にレースを想起させる遊具などが設置された親子の遊び場(ＢＯＡＴ　ＫＩＤＳ　ＰＡＲＫ　Ｍｏｏｖｉ)が設けられている。

このような施行者の取組はギャンブルの日常化を防止すべきとする国際的な潮流に反すると考えるが、問題はないのか。国土交通省においては監督官庁として指導監督を行うべきではないか。

四　政府は、前述のＷＨＯ等の提言その他のギャンブルの日常化を防止すべきとする国際的な潮流を踏まえ、公営競技を中心に、広告、プロモーション等を通じたギャンブルの日常化の状況を把握するための調査を行うべきではないか。

五　政府は、我が国におけるギャンブル依存症の被害の拡大及び深刻化並びにギャンブルの日常化を防止すべきとする国際的な潮流、特に各国の動向を踏まえ、速やかに、ギャンブル広告の規制について検討し、実行に移すべきではないか。

右質問する。

内閣衆質二二一第三八号
令和八年七月三十一日
内閣総理大臣　高市　早苗

衆議院議長　森　英介殿

衆議院議員西村智奈美君提出ギャンブルの日常化の防止等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員西村智奈美君提出ギャンブルの日常化の防止等に関する質問に対する答弁書

一について

前段のお尋ねについては、日本中央競馬会は、日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)第一条において、「競馬の健全な発展を図つて馬の改良増殖その他畜産の振興に寄与する」とされていることを踏まえ、御指摘の「二〇二六事業年度事業計画」において「馬文化を育んでいきます」としていることから、御指摘の「ご家族連れのお客様」等への「競馬への参加促進及び販売促進」を行っているところであり、また、「競馬法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」(令和四年十一月二日衆議院農林水産委員会)の五において「家族連れで入場しやすい親しみのある競馬場づくり、ファンサービスの向上、競馬場周辺の観光との連携等来場促進の取組がなされるよう指導すること」とされていること及び「競馬法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」(令和四年十一月十日参議院農林水産委員会)の五において「家族連れで入場しやすい親しみのある競馬場づくり、ファンサービスの向上、競馬場周辺の観光との連携等来場促進の取組がなされるよう指導すること」とされていることを踏まえ、同事業計画の認可は問題ないと考えている。

中段のお尋ねについては、御指摘の「ＷＨＯ等の提言その他のギャンブルの日常化を防止すべきとする国際的な潮流」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、同事業計画では、ギャンブル等依存症対策として、「お客様への注意喚起・知識の普及啓発」、「お客様からの相談対応体制の整備」、「競馬場・ウインズ等への入場制限」、「電話・インターネット投票の利用停止や購入上限額の設定」等を実施することとしており、同事業計画の変更は不要であると考えている。

後段のお尋ねについては、ギャンブル等依存症対策基本法(平成三十年法律第七十四号。以下「基本法」という。)第十五条において、国及び地方公共団体は、広告及び宣伝、入場の管理その他の関係事業者が行う事業の実施の方法について、関係事業者の自主的な取組を尊重しつつ、ギャンブル等依存症の予防等が図られるものとなるようにするために必要な施策を講ずるものとされているところ、政府としては、「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」(令和七年三月二十一日閣議決定。以下「基本計画」という。)を策定し、これに基づき、日本中央競馬会に対し、「児童向けのテレビ番組・ラジオ番組・雑誌等における広告・宣伝を行わないこと、「屋外広告」について「空間を過度に占拠しないこと」、「交通広告」について「車内、駅構内等の空間を過度に占拠しないこと」等の配慮を行うことを定めた「公営競技広告・宣伝指針」(令和四年三月全国公営競技施行者連絡協議会

策定、令和八年一月改訂。以下「連絡協議会指針」という。）を踏まえて日本中央競馬会が策定した「日本中央競馬会広告・宣伝指針」（令和四年七月日本中央競馬会策定、令和八年二月改訂）を適切に運用することを促しており、引き続き同指針を適切に運用することを日本中央競馬会に促してまいりたい。

二について

御指摘の「ギャンブルの日常化を防止すべきとする国際的な潮流」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、「子ども向け遊具」や「競輪を模した遊具やオブジェを配置した子ども用の遊び場」は、地域の交流の場として設けられていると承知しており、「このような施行者の取組」が問題であるとは考えていない。なお、御指摘の「訴訟事件」については、令和七年十二月十日高松高等裁判所判決において棄却されたという趣旨の報道があることは承知している。

いずれにせよ、基本法第十五条において、国及び地方公共団体は、広告及び宣伝、入場の管理その他の関係事業者が行う事業の実施の方法について、関係事業者の自主的な取組を尊重しつつ、ギャンブル等依存症の予防等が図られるものとなるようにするために必要な施策を講ずるものとされているところ、政府としては、基本計画を策定し、これに基づき、競輪関係団体等の公営競技の主催者等に対し、「児童向けのテレビ番組・ラジオ番組・雑誌等における広告・宣伝を行わない」こと、「屋外広告」について「空間を過度に占拠しないこと」、「交通広告」について「車内、駅構内等の空間を過度に占拠しないこと」等の配慮を行うことを定めた連絡協議会指針を踏まえて競輪ギャンブル依存症対策推進会議が策定した「競輪広告・宣伝指針」（令和四年十二月競輪ギャンブル依存症対策推進会議策定、令和八年一月改訂）を適切に運用することを促しており、引き続き同指針を適切に運用することを当該主催者等に促してまいりたい。

三について

御指摘の「ギャンブルの日常化を防止すべきとする国際的な潮流」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、「親子の遊び場（ＢＯＡＴ　ＫＩＤＳ　ＰＡＲＫ　Ｍｏｏｖｉ）」は、地域の交流の場として「設けられている」と承知しており、「このような施行者の取組」が問題であるとは考えていない。

いずれにせよ、基本法第十五条において、国及び地方公共団体は、広告及び宣伝、入場の管理その他の関係事業者が行う事業の実施の方法について、関係事業者の自主的な取組を尊重しつつ、ギャンブル等依存症の予防等が図られるものとなるようにするために必要な施策を講ずるものとされているところ、政府としては、基本計画を策定し、これに基づき、モーターボート競走関係団体等の公営競技の主催者等に対し、「児童向けのテレビ番組・ラジオ番組・雑誌等における広告・宣伝を行わない」こと、「屋外広告」について「空間を過度に占拠しないこと」、「交通広告」について「車内、駅構内等の空間を過度に占拠しないこと」等の配慮を行うことを定めた連絡協議会指針を踏まえてボートレース会議が策定した「ボートレース広告・宣伝指針」（令和四年三月ボートレース会議策定、令和八年一月改訂）を適切に運用することを促しており、引き続き同指針を適切に運用することを当該主催者等に促してまいりたい。

四について

お尋ねの「広告、プロモーション等を通じたギャンブルの日常化の状況を把握するための調査」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、令和八年度に、独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターにおいて、厚生労働省の補助事業である「依存症に関する調査研究事業」により、「ギャンブル」に関する広告に暴露された量と「ギャンブル」に関する行動との関連に関する調査を実施する予定である。

五について

政府としては、有識者等から過度なギャンブル等の広告及び宣伝がギャンブル等依存症を誘発しかねないとの指摘があることは承知しているところ、基本法第十五条において、国及び地方公共団体は、広告及び宣伝、入場の管理その他の関係事業者が行う事業の実施の方法について、関係事業者の自主的な取組を尊重しつつ、ギャンブル等依存症の予防等が図られるものとなるようにするために必要な施策を講ずるものとすると規定されていることを踏まえ、これまでも、基本計画に基づき、監督官庁の指導の下、一義的には各公営競技の主催者等が、連絡協議会指針を踏まえて各事業者等が自主的に策定した広告及び宣伝に係る指針に基づき、利用者がギャンブルへより多額の金銭を消費しないよう運用を行ってきたところである。御懸念の「ギャンブル依存症及びこれに伴う多額の借金、失業、犯罪、家庭内暴力、精神疾患、自殺等の問題が急速に拡大・深刻化」といった事態が生ずることがないよう、四について述べた調査の結果も踏まえ、引き続き、基本計画に基づき、関係省庁が連携して、これらの広告及び宣伝に関する取組を着実に実行してまいりたい。

令和八年七月二十一日提出
質問第三九号

真の積極財政を実現するための財政法第四条等の改正に関する質問主意書

提出者　河村たかし

真の積極財政を実現するための財政法第四条等の改正に関する質問主意書

財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条は、国の歳出について公債又は借入金以外の歳入を財源とすることを原則とし、国債発行を公共事業費等に限定している。また、地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条は、地方公共団体の起債を厳しく制限している。両法は、戦後間もない昭和二十二年及び昭和二十三年に制定されたものであり、当時の経済社会情勢を前提としている。

現在の我が国において、将来の経済成長を支える投資は道路や橋梁等の社会資本整備に限られるものではなく、教育・子ども政策、研究開発・科学技術、デジタル基盤整備等（以下「教育・子ども・デジタル等」という。）も将来の経済成長及び国力の強化に資するものと考える。教育・子ども・デジタル等への投資は、現役世代だけでなく将来世代も便益を受けるものである。しかし、政府及び地方公共団体は、財源不足を建前に教育・子ども・デジタル等に対し、必ずしも十分な投資を行っていない。一方、日本銀行の資金循環統計によれば、家計金融資産は約二千三百兆円を超える規模に達しており、金融機関にも潤沢な預金が存在する。仮に財政法第四条及び地方財政法第五条のような制約が無ければ、政府及び地方公共団体は、この国内の潤沢な資金から借り入れることが可能な状況である。

このような「カネ余り」とも呼べる状況の下では、教育・子ども・デジタル等への投資は、国債等による借入資金の対象となる従来型の公共事業以上に積極的に行われるべきである。こうした潤沢な資金を活用することなく、財政法第四条等により、財源を主として税収等に依存せざるを得ない現行制度は、現代社会の実態に即していないと考える。

また、地方財政法第五条による制約や地方公共

団体の起債制度は、地域金融機関に資金が存在していたとしても、地方公共団体が地域の実情に応じた長期的な投資を行うことを困難にしている。

さらに、我が国においては、「財政規律」がしばしば国債発行そのものを抑制する意味で論じられているが、真に問われるべきは国債発行による借入れの多寡ではなく、借入れによって得られた資金が将来の生産性向上や国民生活の向上にどの程度寄与するのか、また、これらに寄与しない「無駄」な事業を放置せず、削減しているかであると考える。

加えて、金融政策を担う日本銀行については、日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第二条に「物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資すること」が理念として定められている。しかし、経済成長の停滞が長期にわたり続く中で、日本銀行は、物価の安定だけでなく、雇用の拡大に対しても役割を果たすべきではないか。米国連邦準備制度理事会（以下「ＦＲＢ」という。）は、「物価の安定」とともに「雇用の最大化」を重要な政策目的としており、これにならうべきと考える。こうした他国の事例を踏まえ、日本銀行の目的や理念、責務の在り方について、改めて検討する必要があると考える。

以上を踏まえ、政府の見解を問う。

一　財政法第四条が公共事業費について「公債を発行し又は借入金をなすこと」を認めた趣旨は、将来にわたって国の資産を形成し、その資産からの受益も長期にわたることから、後の世代にも相応の負担を求めることを許容したものと理解している。政府も同様の認識であるか、政府の見解を示されたい。

二　教育・子ども・デジタル等への支出についても公共事業費と同じく、将来世代が長期にわたり便益を受ける投資的性格を有するものではないか。教育・子ども・デジタル等への支出について、公共事業費と同様に後の世代にも相応の負担を求めることが許される性質を有すると認識しているか、政府の見解を示されたい。また、教育・子ども・デジタル等への支出が将来世代に便益をもたらす社会的資本であるとの観点から、財政法第四条について、教育・子ども・デジタル等への支出を公共事業費と同様に扱うことができるよう、改正又は廃止する必要があると考えるが、政府の見解を示されたい。

三　将来の経済成長につながる教育・子ども・デジタル等への投資の財源に国債を活用する場合には、その財政規律は、従来のような国債発行額や債務残高にのみ注目する考え方ではなく、投資目的、費用対効果、将来の生産性向上や税収増加への寄与等も含めて総合的に評価する新たな財政規律の考え方を採用すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

四　地方財政法第五条は、地方公共団体の歳出について、地方債以外の歳入を財源とすることを原則とし、地方債を充てることができる経費の範囲を厳しく限定している。さらに、地方債の発行予定額の総額を国が一方的に決める地方債計画の策定、起債のために必要な協議・許可の手続、事業別の地方債充当率の設定等、地方債に係るこれらの制度によって、地方公共団体の資金調達は国の管理下に置かれているといっても過言ではない。そのため、地域の金融機関に余裕資金があるにもかかわらず、地方公共団体が起債してその資金を有効に活用することができず、地域のために必要な投資が十分に行われていない。そこで、各地方公共団体が、住民の意思に基づいて、教育・子ども・デジタル等の地域に必要な様々な事業を、金融機関の資金を活用しながら行うことができるようにするため、地方公共団体の自由な起債を制限するこれらの制度を抜本的に改正する必要はないか、特に、地方財政法第五条は廃止すべきではないか、政府の見解を示されたい。

五　日本では自ら命を絶つといった子どもの不幸が極めて多く、子どもの生きがいに関する調査でも先進国の中で低い結果が出ていると言われている。地域で子どもが好きなことに取り組むことができる教育に転換すべきであり、子どもが将来の選択肢を見つけることができる教育に地方のお金を自由に使える仕組みを構築する必要があると考えるが、政府の見解を示されたい。

六　現下の厳しい経済情勢を踏まえ、日本銀行の目的・理念については、ＦＲＢが政策目的に「雇用の最大化」を掲げていることも踏まえ、「雇用の最大化」を明確に位置付けるべきと考える。日本銀行の目的・理念に「雇用の最大化」を加える日本銀行法改正の必要性について政府の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質二二一第三九号
令和八年七月三十一日
内閣総理大臣　高市　早苗

衆議院議長　森　英介殿

衆議院議員河村たかし君提出真の積極財政を実現するための財政法第四条等の改正に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員河村たかし君提出真の積極財政を実現するための財政法第四条等の改正に関する質問に対する答弁書

一について

財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項ただし書においては、国の歳出は租税等により賄うべきとの原則の例外として、「公共事業費・・・の財源については、国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行し又は借入金をなすことができる」とされているが、これは、公共事業費については、国の資産を形成し、通常、当該資産からの受益が長期にわたることから、当該資産の財源を公債等により賄い、その元利償還を通じて後世代にも相応の負担を求めることは、負担の世代間公平の観点から許容されると考えられることによるものと考えている。

二について

前段及び中段のお尋ねについて、財政法第四条第一項ただし書の「公債を発行し又は借入金をなすことができる」場合の対象としている公共事業費の範囲に含まれる経費については、負担の世代間公平の観点から相応の耐用年数を有する資産が形成され、当該資産からの受益が長期にわたるものであるか否か等の観点から整理することとしているところ、御指摘の「教育・子ども・デジタル等への支出」についても、上記の観点から公共事業費に該当する場合はあると考えられるものの、特定の政策分野に該当することのみをもって一律に公共事業費に該当することとすることは適当ではないと考えている。

後段のお尋ねについては、御指摘の「将来世代に便益をもたらす社会的資本であるとの観点」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、同項に係る考え方は先に述べたとおりであるため、御指摘の「改正又は廃止」を行うことは考えていない。

三について

お尋ねの「財政規律」については、「経済財政運営と改革の基本方針二〇二六」（令和八年七月二十一日閣議決定）において、「財政運営の目標については、「責任ある積極財政」の考え方に立脚したものとし、「強い経済」の実現と「財政の持続可能性」を両立する観点から、国・地方の総債務残高対ＧＤＰ比の安定的低下を中核に位置付ける」としており、お尋ねの場合を含め、これに基づいて対応していく考えである。

四について

御指摘の「抜本的に改正する」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、地方債に係る制度について、これまでも適宜改正を行ってきており、地方公共団体が「教育・子ども・デジタル等の地域に必要な様々な事業を、金融機関の資金を活用しながら行うこと」についても、例えば、地方交付税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八号）により情報システム又は情報通信機器の整備に要する経費に充てるための地方債を起こすことができることとする等の対応をしているところであるが、引き続き必要に応じて適切に対応してまいりたい。

また、地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条は、「地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもつて、その財源としなければならない」と規定した上で、その例外として、「地方債をもつてその財源とすることができる」場合として、同条各号において、公営企業に要する経費、出資金及び貸付金、公共施設又は公用施設の建設事業費等の財源とする場合を定めており、地方公共団体の財政の健全性の確保や世代間の負担の公平の確保等の観点から必要な制度であることから、お尋ねのように「地方財政法第五条は廃止すべき」とは考えていない。

五について

御指摘の「地域で子どもが好きなことに取り組むことができる教育」及び「子どもが将来の選択肢を見つけることができる教育」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、例えば、「教育振興基本計画」（令和五年六月十六日閣議決定。以下「基本計画」という。）において、教育施策の実施に当たり、「自己の主体性を軸にした学びに向かう一人一人の能力や態度を育むという視点をも」つことや、「幼児教育から高等教育まで各学校段階を通じた体系的・系統的なキャリア教育を推進する」ことを示している。

また、御指摘の「地方のお金を自由に使える仕組み」の意味するところが必ずしも明らかではないが、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第十六条第四項の規定において、「国と地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない」こととされており、政府としては、必要な国庫補助負担金等を確保しているほか、地方財政計画に地方公共団体の歳出総額の見込額を適切に計上し一般財源総額を確保した上で、教育に要する経費を含め、各地方公共団体が一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障しているところである。

地方公共団体においては、これらの財源を活用することにより、基本計画を参酌しつつ、その地域の実情に応じた教育の振興のための施策を実施しているものと承知している。

六について

お尋ねについては、令和五年二月十日の衆議院財務金融委員会において、鈴木財務大臣（当時）が「日銀法第二条においては、金融政策は、物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資すること、これを理念とするとされており、現行法においても、日銀は金融政策の運営に当たり雇用や経済成長に配慮することが求められていると解されております」と答弁しているところであり、政府としては、御指摘のように「雇用の最大化」を「日本銀行の目的・理念」として日本銀行法（平成九年法律第八十九号）で明記しなければそうした配慮ができないとは考えていない。

令和八年七月二十一日提出
質問第四〇号

動物の愛護及び管理に関する法律における動物愛護センターの業務の充実に関する質問主意書

提出者　河村たかし

動物の愛護及び管理に関する法律における動物愛護センターの業務の充実に関する質問主意書

「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和四十八年法律第百五号。以下、法という。）第三十七条の二第二項は、都道府県等が設置する動物愛護センターの業務について定めており、動物愛護及び管理に関する広報その他の啓発活動等の業務を行うこととしている。

一方、繁殖制限の取組が十分に行われなかったことにより、繁殖が進んだ結果、遺棄、殺処分及び多頭飼育崩壊につながる事案も後を絶たない。犬猫の遺棄、殺処分及び多頭飼育崩壊を未然に防止するための繁殖制限に関する普及啓発や助成制度について十分な認知が進んでいないとの指摘があることから、動物愛護センターが繁殖制限に関する取組の拠点として一層の役割を果たすべきとの意見もある。

そこで、動物愛護センターの業務の充実について、以下質問する。

繁殖制限に関する施策について、国民への周知が十分ではないとの指摘に対する政府の認識及び法第三十七条の二第二項における動物愛護センターの業務に、繁殖制限の普及啓発などを含む「繁殖制限」を追加する必要性について、政府の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質二二一第四〇号
令和八年七月三十一日
内閣総理大臣　高市　早苗

衆議院議長　森　英介殿

衆議院議員河村たかし君提出動物の愛護及び管理に関する法律における動物愛護センターの業務の充実に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員河村たかし君提出動物の愛護及び管理に関する法律における動物愛護センターの業務の充実に関する質問に対する答弁書

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号。以下「法」という。）第五条第一項の規定に基づき環境大臣が定めた動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（平成十八年環境省告示第百四十号。以下「基本指針」という。）においては、「国及び地方公共団体は、動物愛護推進員、関係団体等と連携しつつ、学校、地域、家庭等において、動物愛護週間行事や適正飼養講習会等の実施、各種普及啓発資料の作成、配布等により、動物の愛護及び管理に関する教育活動、広報活動等を実施すること。特に、所有者等の責務のうち、逸走の防止、終生飼養及び適切な繁殖制限措置を講ずることについて積極的に広報すること」としており、これまで、これに即して、御指摘の「繁殖制限」等の普及啓発を図るため、ポスター、パンフレット等の作成、配布等による周知に取り組んでいるところである。

その上で、例えば、環境省が行った「令和五年度国民のペットに対する考え方調査」によると、回答者のうち八割以上が、飼養している犬又は猫に不妊去勢手術を実施済み又は実施予定であると承知しており、お尋ねのように「繁殖制限に関する施策について、国民への周知が十分」かについ

ては、一概に評価することは困難であると考えているが、いずれにせよ、引き続き、先に述べた周知の取組を積極的に進めてまいりたい。

また、御指摘の「繁殖制限」に関しては、法第七条第五項の規定において、「動物の所有者は、その所有する動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難とならないよう、繁殖に関する適切な措置を講ずるよう努めなければならない」とされ、御指摘の「動物愛護センター」は、法第三十七条の二第二項第五号の規定に基づき、「繁殖制限」に関することを含む広報その他の啓発活動を行っているところである。

その上で、仮に、当該センターの業務として、同項にお尋ねのように「「繁殖制限」を追加する」場合には、追加する業務の具体的な在り方について十分な検討が必要であり、また、御指摘の「繁殖制限」のみならず、基本指針においては、「逸走の防止」及び「終生飼養」についても、「積極的に広報すること」とし、当該センターにおいて、同項に基づき、これらを含む広報その他の啓発活動を行っている中、同項に御指摘の「繁殖制限」のみを「追加する」ことについては、慎重な検討が必要であると考えている。

令和八年七月二十一日提出
質問第四一号

皇位継承資格を有しない皇族の父親からお生まれになった男子のうち皇位継承資格を有した事例の有無に関する質問主意書

提出者　長妻　昭

皇位継承資格を有しない皇族の父親からお生まれになった男子のうち皇位継承資格を有した事例の有無に関する質問主意書

一　皇室の長い歴史の中で、皇族でいらっしゃるが皇位継承資格を有しない父親からお生まれになった男子で、皇位継承資格を有した前例はあるのか。内閣の見解をお示し願いたい。

二　生まれた時は皇族ではない男子が養子になり、皇族となられた前例は過去にあるのか。内閣の見解をお示し願いたい。

三　今国会で成立した皇室典範改正案の審議の際、官房長官は、本法案が皇位継承資格のあり方についての検討を先取りしたり縛ったりするものではない、との趣旨の答弁をされている。であれば、将来、「女性天皇」「女性宮家」「女系天皇」、それぞれを認めることについても排除されていないと考えてよろしいか。内閣の見解をお示し願いたい。

四　平成十七年十一月に出された政府の「皇室典範に関する有識者会議報告」には、以下の記述がある。

「皇位継承制度をめぐる国民意識や社会環境の変化は、我が国社会の長期的な変化に伴うものである。女性天皇や女系の天皇を可能とすることは、社会の変化に対応しながら、多くの国民が支持する象徴天皇の制度の安定的継続を可能とする上で、大きな意義を有するものである。

このような意義に照らし、今後における皇位継承資格については、女子や女系の皇族に拡大することが適当である。

女性天皇や女系の天皇はその正統性に疑問が生じるという見解もあるが、現在の象徴天皇の制度においては、皇統による皇位継承が維持され、幅広い国民の積極的な支持が得られる制度である限り、正統性が揺らぐことはない。

なお、皇位継承資格を女子に拡大した場合、皇族女子は、婚姻後も皇室にとどまり、その配偶者も皇族の身分を有することとする必要がある。」

「皇位継承の在り方としては、過去から現在まで伝えられてきた皇位を将来につないでいくことが重要であり、この過去から将来への連続を象徴する形として、親から子に、世代から世代へと伝わる直系継承が最もふさわしい。国民の側から見ても、親から子への継承が最も自然なものと認識される。

皇位継承者は、天皇の役割を継承する存在であり、天皇の身近で生まれ、成長された皇族であることが望ましい。皇位継承資格を嫡出子に限定する制度や少子化という状況の下では、直系子孫の中に男子が不在という状況は決して稀なことではなく、男子優先の考え方、男系男子優先の考え方、の制度をとると、傍系の継承により天皇の系統が比較的頻繁に移転する結果となることが想定される。その場合、お代替わりにより従前の継承順位が変動するなど複雑な制度となり、また、皇位の安定性という意味でも好ましくない。」

「天皇の直系子孫を優先し、天皇の子である兄弟姉妹の間では、男女を区別せずに、年齢順に皇位継承順位を設定する長子優先の制度が適当である。」

1　この記述（以下、当該記述）については、現在でも政府として尊重しているのか、否か。わかりやすく明確に答弁願いたい。

2　政府は、令和三年十二月の「「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議」に関する有識者会議報告」は、平成十七年十一月の「皇室典範に関する有識者会議報告」も踏まえつつ取りまとめられたとしている。踏まえつつ取りまとめられた、とすれば現在も、平成十七年十一月の「皇室典範に関する有識者会議報告」にある当該記述は政府によって否定されているものではないと、理解してよろしいか。

3　内閣として、将来の「女性天皇や女系の天皇」の法的措置を否定はしていない、と解してよろしいか、端的にお答え願いたい。

右質問する。

内閣衆質二一一第四一号
令和八年七月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

衆議院議長　森　英介殿

衆議院議員長妻昭君提出皇位継承資格を有しない皇族の父親からお生まれになった男子のうち皇位継承資格を有した事例の有無に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員長妻昭君提出皇位継承資格を有しない皇族の父親からお生まれになった男子のうち皇位継承資格を有した事例の有無に関する質問に対する答弁書

一について

旧皇室典範（明治二十二年に定められた皇室典範をいう。）が定められる前における皇位継承資格に関して明文化された規範は承知していないものの、現時点で政府として史料に基づき確認できる限りにおいては、これまで、皇族男子について皇位継承資格を有しないことが明確にされていた例は承知しておらず、お尋ねの例も承知していない。

二について

現時点で政府として史料に基づき確認できる限りにおいては、お尋ねの例は承知していない。

三について

令和八年七月十日の衆議院議院運営委員会及び同月十五日の参議院皇室典範等の一部を改正する法律案特別委員会における御指摘の「趣旨」の答弁は、立法府において行われる将来の皇位継承の在り方の検討について述べたものであるので、当該検討の具体的な内容については、政府はお答えする立場にない。

四の1及び2について

お尋ねについては、令和八年七月十七日の参

議院予算委員会において、高市内閣総理大臣が「平成十七年の有識者、この報告書の内容については、令和三年の有識者会議において、その内容を事務局から説明を行った上で、平成二十九年の附帯決議に示された課題について丁寧に議論をしていただいた結果、新たな報告が取りまとめられて、政府としては、この令和三年の有識者会議の報告書を尊重することとして国会にも御報告したと承知をいたしております」と答弁しているとおりである。

四の3について

お尋ねの「法的措置を否定」の意味するところが必ずしも明らかではないが、将来の皇位継承の在り方に関する議論については、令和八年七月十日の衆議院議院運営委員会において、木原内閣官房長官が「令和三年の政府の有識者会議の報告において、皇位継承については、今上陛下、秋篠宮皇嗣殿下、次世代の皇位継承資格者として悠仁親王殿下がいらっしゃることを前提に、この皇位継承の流れをゆるがせにしてはならないということ、そして、悠仁親王殿下の次代以降の皇位の継承について具体的に議論するには現状は機が熟しておらず、・・・かえって皇位継承を不安定化させるとも考えられるということ、そして、悠仁親王殿下の次代以降の皇位の継承については、将来において悠仁親王殿下の御年齢や御結婚等をめぐる状況を踏まえた上で議論を深めていくべきではないか、そういったこととされておりますので、政府としてはこれを尊重しているところでございます。一方で、今回の改正について言えば、将来の皇位継承の在り方について、立法府における将来の検討を先取りしたり縛ったりするような趣旨のものではない」と答弁しているとおりである。

令和八年七月二十一日提出

質問第四二号

津島地区の住民帰還及び四者協議会の設置等に関する質問主意書

提出者　長妻　昭

津島地区の住民帰還及び四者協議会の設置等に関する質問主意書

一　政府は、東京電力福島第一原子力発電所事故により、津島地区住民が十五年以上にわたり避難生活を余儀なくされている現状について、国としてどのような責任を認識しているのか。

二　政府は、津島地区の住民帰還に向け、これまでどのような除染、生活インフラの整備その他の施策を実施してきたのか。また、その実施状況、現在までの進捗状況及び今後の見通しを示されたい。

三　高市内閣は、津島地区の住民帰還及び地域の原状回復を着実に進めるため、住民、国、自治体並びに東京電力による四者協議会を設置する考えはあるか。四者協議会を設置する考えがない場合、その理由を示されたい。また、その場合、住民、国、自治体及び東京電力が継続的に協議するための代替的な仕組みを構築する考えはあるか。

四　政府は、津島地区の住民の帰還について、行政上の対応方針を検討するため、関係府省庁に対し意見照会又は協議をしているか。過去に協議をした場合には、どのような意見照会をどのような府省庁に対してしたか及びその検討の概要を示されたい。各府省庁の意見又は見解を公表できない事項がある場合には、その法的根拠及び理由を併せて示されたい。

右質問する。

内閣衆質二二一第四二号

令和八年七月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

衆議院議長　森　英介殿

衆議院議員長妻昭君提出津島地区の住民帰還及び四者協議会の設置等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員長妻昭君提出津島地区の住民帰還及び四者協議会の設置等に関する質問に対する答弁書

一について

「エネルギー基本計画」（令和七年二月十八日閣議決定）において示したとおり、「今なお避難生活を強いられている被災者の方々の心の痛みにしっかりと向き合い、現場主義を徹底しながら、国が前面に立ち、福島の復興に最後まで取り組んでいく」ことが、原子力の活用を推進してきた政府の責務であると考えており、同計画において示したとおり、「帰還困難区域については、たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組む」考えである。

二について

政府としては、これまで、住民の帰還に向けて、福島県双葉郡浪江町津島地区等における特定復興再生拠点区域（福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第十七条の二第一項に規定する特定復興再生拠点区域をいう。以下同じ。）、特定帰還居住区域（同法第十七条の九第一項に規定する特定帰還居住区域をいう。）等についてお尋ねの「除染、生活インフラの整備」等を進めるとともに、特定復興再生拠点区域については避難指示解除を行ってきたところであり、今後も、「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」（令和三年八月三十一日原子力災害対策本部・復興推進会議決定）において示したとおり、「二千二十年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、避難指示解除の取組を進めていく」考えである。

三について

御指摘の「住民、国、自治体並びに東京電力による四者協議会」が具体的に何を指すのか必ずしも明らかではないが、政府としては、浪江町と相談の上、同町において、住民説明会、平成二十九年三月から開催している「浪江町の復興加速に向けた協議会」等の累次の機会を通じて、帰還の意向がある住民の帰還、二でお尋ねの「除染、生活インフラの整備」等の取組に係る調整を行ってきているところであり、これらに代わるお尋ねの「仕組みを構築する」ことは、現時点では想定していない。

四について

お尋ねの趣旨が明らかではないため、お答えすることは困難である。いずれにせよ、「浪江町の復興加速に向けた協議会」等において、関係府省庁が参画し、帰還の意向がある住民の帰還、二でお尋ねの「除染、生活インフラの整備」等の取組に係る検討を重ねているところである。